

2019年6月

IFRS®基準
公開草案 ED/2019/4

結論の根拠
IFRS第17号の修正

コメント期限：2019年9月25日

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」
に関する結論の根拠

This Basis for Conclusions accompanies the Exposure Draft ED/2019/4 *Amendments to IFRS 17* (issued June 2019, see separate booklet) and is published by the International Accounting Standards Board (Board).

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN for this part: 978-1-911629-34-4

ISBN for complete publication (two parts): 978-1-911629-32-0

Copyright © 2019 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at licences@ifrs.org.

Copies of Board publications may be obtained from the Foundation's Publications Department. Please address publication and copyright matters to publications@ifrs.org or visit our webshop at <http://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including 'IAS®', 'IASB®', the 'IASB® logo', 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, the 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'IFRS Taxonomy®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD, United Kingdom.

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」 に関する結論の根拠

この結論の根拠は、公開草案 ED/2019/4「IFRS 第 17 号の修正」（2019年6月公表、別冊参照）に付属するもので、国際会計基準審議会（当審議会）が公表したものである。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

ISBN（この部分）：978-1-911629-34-4

ISBN（本公表物全体（2部構成））：978-1-911629-32-0

コピーライト © 2019 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の licences@ifrs.org に連絡されたい。

IASB 公表物のコピーは当財団の出版部から入手できる。公表物及び著作権に関する事項については、publications@ifrs.org に照会するか又は当財団のウェブショップ <http://shop.ifrs.org> を訪問されたい。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、「IASB® ロゴ」、「IFRIC®」、「IFRS®」、「IFRS® ロゴ」、「IFRS for SMEs®」、「IFRS for SMEs® ロゴ」、「Hexagon Device」、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「IFRS Taxonomy®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD, United Kingdom に置いている。

目 次

	開始する項
結論の根拠	
公開草案「IFRS 第 17 号の修正」	
はじめに	BC1
背 景	BC4
当審議会が IFRS 第 17 号の修正を提案している領域	
範囲除外—保険契約の定義を満たすクレジットカード契約及び融資契約	BC9
保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収	BC31
投資リターン・サービス及び投資関連サービスに帰属する 契約上のサービス・マージン	BC50
保有している再保険契約—基礎となる保険契約に係る損失の回収	BC67
財政状態計算書における表示	BC91
リスク軽減オプションの適用可能性	BC101
IFRS 第 17 号の発効日及び IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号の一時的免除	BC110
経過的な修正及び救済措置	BC119
軽微な修正	BC147
当審議会が検討して IFRS 第 17 号の修正を提案していない領域	
集約レベル	BC164
保有している再保険契約の境界内にあるキャッシュ・フロー	BC180
割引率及び非金融リスクに係るリスク調整の決定における主観性	BC186
企業の連結グループにおける非金融リスクに係るリスク調整	BC189
契約上のサービス・マージンの修正を決定するために使用する割引率	BC193
保険金融収益又は費用についてのその他の包括利益オプション	BC200
企業結合	BC203
変動手数料アプローチの範囲	BC209
期中財務諸表	BC214
保険契約を発行する相互会社	BC217
影響分析	BC221

公開草案「IFRS 第17号の修正」に関する結論の根拠

はじめに

- BC1 IFRS 第17号「保険契約」は、保険契約の認識、測定、表示及び開示に関する原則を定めている。IFRS 第17号は2017年5月に公表され、2021年1月1日以後開始する事業年度に強制適用するとされている。IFRS 第17号は、保険契約について企業が多様な会計実務を使用することを認めていた暫定基準であるIFRS 第4号「保険契約」を置き換えるものである。
- BC2 この結論の根拠は、IFRS 第17号を導入する企業が識別した懸念及び課題に対応して本公開草案で提案しているIFRS 第17号の修正についての当審議会の論拠を説明している。本公開草案を公表するという当審議会の決定に文脈を与えるため、この結論の根拠は、一部の利害関係者が提案した修正のうち、当審議会が検討して提案しないことを決定した修正についての当審議会の論拠も説明している。
- BC3 IFRS 第17号は、利害関係者との広範な接触の後に開発された。この期間中に、多様な各国での実務が継続され、場合によっては時代遅れとなったものもある。当審議会はIFRS 第17号が採用されることが緊急に必要と考えている。したがって、当審議会が本公開草案に対するフィードバックを評価する際に、以前に棄却した提案や過去に考慮した帰結について再検討するつもりはない。

背景

- BC4 当審議会は、IFRS 第17号は根本的な変更を持ち込むものであり、新しい会計処理の要求事項の導入はシステム開発コストを含む多額の運用コストを伴うと認識している。
- BC5 したがって、IFRS 第17号の公表以来、当審議会は、当該基準の導入における企業の進捗を支援しモニターする活動を行ってきた。こうした活動には、適用上の疑問について議論するためのIFRS 第17号に関する移行リソース・グループの設置、IFRS 第17号によって導入される変更の影響を受ける利害関係者（財務諸表の作成者及び利用者、監査人及び規制当局者）との会合が含まれている。
- BC6 これらの活動により、企業が新しい要求事項をよりよく理解し、IFRS 第17号の適用の準備をすることが可能となっている。また、一部の企業が基準の導入の間に識別した懸念及び課題を当審議会が理解することにも役立ってきた。
- BC7 当審議会は、提起された懸念及び課題を検討し、IFRS 第17号の的を絞った修正を提案することの潜在的コストは、当該修正が次のようなものとなるのであれば正当化し得ると結論を下した。
- (a) 基準を導入する企業に対して、導入コストを低減し、企業がIFRS 第17号の適用の結果を財務諸表利用者に説明するのをより容易にすることによって、意味のある支援を提供する。

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

(b) 修正をしない場合に IFRS 第 17 号の適用からもたらされる情報と比較して、財務諸表利用者にとって有用な情報の重大な喪失を生じさせない。

BC8 IFRS 第 17 号の便益を維持するために、当審議会は、IFRS 第 17 号のいかなる修正も次のようなものであってはならないと決定した。

(a) 修正しない場合に IFRS 第 17 号の適用からもたらされる情報と比較して、財務諸表利用者にとって有用な情報の重大な喪失を生じさせることにより、基準の根本的な原則を変更するものとなる。

(b) すでに進行中の導入作業を過度に混乱させる。

(c) IFRS 第 17 号の発効日をさらに遅延させる。

当審議会在 IFRS 第 17 号の修正を提案している領域

範囲除外 — 保険契約の定義を満たすクレジットカード契約及び融資契約（第 7 項(h) 及び第 8A 項並びに付録 D）

修正案

BC9 IFRS 第 17 号は、契約を発行する企業の種類を問わず、重大な保険リスクを移転するすべての契約に適用される。ただし、いくつかの具体的な適用除外がある。当審議会は、一部のクレジットカード契約及び融資契約は重大な保険リスクを移転するものであり、したがって、IFRS 第 17 号の範囲に含まれることに気付いた。その例としては、

(a) カードを使用して行われる購入に保険カバーを提供するクレジットカード契約

(b) 死亡時に債務免除のある融資契約や、エクイティが負にならない保証の付いた終身モーゲージなどの融資契約

BC10 本公開草案は、IFRS 第 17 号の要求事項に対する 2 つの追加的な範囲除外を提案している。

(a) 第 7 項(h)は、保険契約の定義を満たすクレジットカード契約について、企業が個々の顧客に関連した保険リスクの評価を当該顧客との契約の価格を設定する際に反映していない場合に、かつ、その場合にのみ、IFRS 第 17 号の範囲から除外すると提案している。

(b) 第 8A 項は、保険契約の定義を満たすが保険事故に対する補償を当該契約（例えば、死亡時に債務免除のある融資契約）によって創出された保険契約者の義務を決済するために要する金額に限定している契約に対して、企業が IFRS 第 17 号ではなく IFRS 第 9 号「金融商品」を適用することを選択できると提案している。企業は、その選択を保険契約の各ポートフォリオについて行うことを要求され、各ポートフォリオについての選択は取消不能とされる。

BC11 当審議会は、本公開草案の第7項(h)及び第8A項における修正案に関して IFRS 第17号又は IFRS 第9号において追加的な開示要求を提案する必要はないであろうと決定した（一部の状況における経過措置に関するものは除く、BC30項(b)参照）。IFRS 第17号と IFRS 第9号は両方とも、そのような契約に関する十分な開示要求をすでに定めている。

要求事項を変更する論拠

BC12 IFRS 第17号における保険契約の定義は IFRS 第4号から変更がないので、BC9項に記述した契約は、IFRS 第4号を適用した場合に保険契約の定義をすでに満たしている。しかし、IFRS 第4号は、企業が主契約である保険契約から一部の非保険要素を分離して、その非保険要素に他の IFRS 基準を適用することを認めている。IFRS 第4号は、分離されていない構成要素について広範囲の会計実務も認めている。その結果、一部の企業は、そのような契約に対して、IFRS 第9号又は IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」を適用している場合もあれば、それらの基準の要求事項に類似した会計方針を適用している場合もある。IFRS 第17号は、非保険要素の分離について、より制限的であり、保険契約のすべての側面を全体で会計処理する要求事項において、より具体的である。当審議会は、重大な保険リスクを移転する一部のクレジットカード契約及び融資契約に対して、IFRS 第9号又は IAS 第39号と整合的な会計方針を適用する企業については、IFRS 第17号の適用のコストが、BC13項から BC22項に述べているように、IFRS 第17号を適用するように変更することの便益を上回る可能性があるということに納得した。

定められた IFRS 第17号の範囲から、保険契約の定義を満たすクレジットカード契約を除外する修正案（第7項(h)）

BC13 一部のクレジットカード契約は保険契約の定義を満たす。当該契約を発行する企業が、顧客に提供される給付の全体的なパッケージの一部として保険カバーを提供するからである。企業がそのような契約を提供する可能性があるのは、そうする義務があるため（例えば、法令又は規制により）又はそうすることを選択しているため（例えば、固定価格の「アドオン」として）のいずれかである。企業がそのような契約に基づいて保険カバーを提供する際に代理人として行動する場合には、当該契約は企業が発行した保険契約ではない。しかし、企業が保険カバーを本人として提供する場合には、当該契約は企業が発行した保険契約である。

BC14 当審議会は、企業がこのような保険契約に IFRS 第17号を適用すべきかどうかを検討した。IFRS 第9号と IFRS 第17号は、ともに、このようなクレジットカード契約の目立った特徴である信用リスク及び保険リスクを扱うことのできる要求事項がある。IFRS 第9号は信用リスクの方に重点を置き、IFRS 第17号は保険リスクの方に重点を置いている。当審議会は、そうした情報について IFRS 第9号を適用して提供される情報の有用性と、そうした情報について IFRS 第17号を適用して提供される情報の有用性との間のバランスがあることに留意した。

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

- BC15 企業が個々の顧客に関連した保険リスクの評価を当該顧客との契約の価格を設定する際に反映していない場合には、IFRS 第 9 号の方が当該契約について有用な情報を提供するであろうと当審議会は結論を下した。企業が個々の顧客に関連した保険リスクの評価を当該顧客との契約の価格を設定する際に反映している場合には、IFRS 第 17 号の方が当該契約について有用な情報を提供するであろうと当審議会は結論を下した。したがって、当審議会は、適用すべき基準は選択の問題とすべきではないと決定した。さらに、当審議会は、企業が個々の顧客に関連した保険リスクの評価を当該顧客との契約の価格を設定する際に反映していないクレジットカード契約に対して、保険契約の会計実務を現在適用している企業があるとは聞いていない。
- BC16 したがって、当審議会は、企業が個々の顧客に関連した保険リスクの評価を当該顧客との契約の価格を設定する際に反映していないクレジットカード契約を発行している企業にとっての事務負担を低減させるための具体的な範囲除外を提案している。そうすることにより、一部の企業が、そのようなクレジットカード契約を発行しているというだけの理由で IFRS 第 17 号のためのプロセス及びシステムを導入し管理することが必要になるという特定の利害関係者の懸念に対処することとなる。このような契約をこれらの理由で IFRS 第 17 号の範囲から除外することは、定額報酬のサービス契約について IFRS 第 17 号の第 8 項で既存の範囲除外を設けている論拠と同様となる。IFRS 第 17 号の第 8 項における範囲除外の要件の 1 つは、企業が個々の顧客に関連した保険リスクの評価を当該顧客との契約の価格を設定する際に反映していないことである。
- BC17 当審議会は、この除外の範囲を、企業が（例えば、法令又は規制により）提供する義務を負う保険カバーのあるクレジットカード契約に限定すべきかどうかを検討した。しかし、当審議会は、BC13 項に述べたクレジットカード契約を、企業が保険カバーを提供する義務があるのか、それとも提供することを選択しているのかに応じて、区別する理由はないと考えた。

保険契約の定義を満たす特定の契約に、企業が IFRS 第 17 号ではなく IFRS 第 9 号を適用することを認める修正案（第 8A 項）

- BC18 一部の契約は、保険契約の定義を満たすが、保険事故に対する補償を当該契約によって創出される保険契約者の義務を決済するのに要する金額に限定している（例えば、死亡時に債務免除のある融資契約）。企業はこのような契約について IFRS 第 17 号又は IFRS 第 9 号のいずれかを適用して有用な情報を提供することになる。信用リスクと保険リスクの両方がこのような契約における目立った特徴であり、BC14 項で述べたように、両方の基準とも、焦点の相違はあるものの、これらのリスクを扱うことのできる要求事項を有している。
- BC19 したがって、当審議会は次のような結論を下した。
- (a) 企業が過去に IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号と整合的な会計方針をそれらの契約に適用していた場合、それらの契約への IFRS 第 17 号の適用を企業に要求すること（その逆も同様）は、対応する便益なしにコストを課す可能性がある。

(b) 企業がそれらの契約に対して、自らの発行する他の類似した契約に適用するのと同じ基準を適用するとした場合には、財務諸表利用者にとってより有用な情報が提供される可能性がある。

BC20 したがって、当審議会は、そのような契約について、企業は保険契約の各ポートフォリオについて IFRS 第 17 号の適用又は IFRS 第 9 号の適用の選択を行うことを要求され、各ポートフォリオについての選択は取消不能とすると結論を下した。

BC21 当審議会は、本公開草案の第 8A 項における修正案を、保険契約のポートフォリオごとではなく契約ごとに適用すべきかどうかを検討した。契約ごとという要求は、IFRS 第 17 号の第 8 項における定額報酬のサービス契約についての範囲除外と整合的となる。しかし、当審議会は、本公開草案の第 8A 項における修正案をポートフォリオごとに適用することで、そうでない場合に同一企業が発行する類似した契約の間及び異なる企業が発行する類似した契約の間で生じる可能性のある比較可能性の欠如が軽減されるであろうと結論を下した。

BC22 当審議会は、一部の契約についての既存の会計実務と整合的に、融資要素をこのような保険契約から分離することを企業に要求するように IFRS 第 17 号を修正するという提案を検討した。しかし、当審議会は、IFRS 第 17 号の第 10 項から第 13 項のアプローチを確認した。これは、契約の構成要素は、相互関連性が高い場合には、分離すべきではないというものである。IFRS 第 17 号の結論の根拠の BC10 項(a)で説明したように、企業がこのような契約を日常的に分離することは困難であり、そのようにする要求事項を設定すると複雑性を生じることになる。そのような分離は、構成要素間の相互依存性を無視することにもなり、各構成要素の価値の合計額が、当初認識時でさえも、契約全体の価値と必ずしも等しくならない可能性があるという結果となる。

第 8A 項に定める契約に企業が IFRS 第 9 号を適用することを選択する場合の経過措置（付録 D）

BC23 IFRS 第 4 号における一時的免除を適用しない企業は、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に IFRS 第 9 号（2014 年公表）を適用することを要求されている。したがって、一部の企業は、IFRS 第 9 号をすでに適用した後に修正後の IFRS 第 17 号を適用することになる。

BC24 本公開草案は、保険事故に対する補償を当該契約によって創出される保険契約者の義務を決済するのに要する金額に限定している保険契約に、本公開草案の第 8A 項を適用して IFRS 第 9 号を適用することを選択する企業に対する経過措置を提案している。

BC25 本公開草案におけるそれらの経過措置の提案がなければ、IFRS 第 9 号（2014 年公表）のセクション 7.2 における経過措置は、IFRS 第 9 号をすでに適用している企業には適用されないことになる。したがって、企業は本公開草案における修正案を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を適用して遡及適用することを要求されることとなる。

BC26 そのような状況における遡及適用は、企業は IFRS 第 9 号における分類及び測定 of 要求

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

事項を遡及適用するという一般的な要求と整合的となる。しかし、一部の状況においては、企業は公開草案における修正案を事後的判断の使用なしには遡及適用できない場合がある。

BC27 当審議会は、IFRS 第 9 号の経過措置を開発した際に、企業が特定の要求事項を遡及適用することが実務上不可能であるシナリオを扱うための要求事項を定めた。当審議会は、企業が本公開草案の第 8A 項で扱われる契約に IFRS 第 9 号を最初に適用する際に、同様のシナリオが生じる可能性があると予想している。したがって、本公開草案は、本公開草案の第 8A 項における修正案を当初に適用するために必要な IFRS 第 9 号の関連する経過措置を企業が適用することを提案している。

BC28 当審議会は、IFRS 第 9 号における公正価値オプションに関する具体的な経過措置も検討した。保険事故に対する補償を当該契約によって創出される保険契約者の義務を決済するために要する金額に限定している保険契約に IFRS 第 9 号を適用するという企業の決定は、そのような契約の分類及び測定を、部分的に又は全面的に変更する可能性がある。そのような変更は、当該契約と、企業が当該契約に関連するものとする可能性のある金融負債との間の会計上のミスマッチを創出したり解消させたりする可能性がある。したがって、当審議会は、修正案の適用開始日に、本公開草案の第 8A 項における修正案を適用する結果として、新たな会計上のミスマッチが創出されるか又は従来の会計上のミスマッチが存在しなくなる範囲で、企業が金融負債を指定することを認めるか又は過去の指定を取り消すことを要求するという IFRS 第 9 号の経過措置の修正を提案することを決定した。

BC29 当審議会は、IFRS 第 17 号の C29 項がすでに、企業が IFRS 第 17 号の適用開始日に、企業が金融資産を指定することを認め、金融資産の過去の指定を取り消すことを要求していることに留意した。さらに、IFRS 第 17 号の C32 項から C33 項は、それらの資産についての開示を要求している。したがって、当審議会は、IFRS 第 9 号における公正価値オプションに基づく金融資産の指定又は指定解除についての追加的な要求事項を提案することは不要であると決定した。

BC30 本公開草案は、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 17 号における経過措置との整合性のための以下の修正も提案している。

(a) 企業は、修正案の影響を反映するために過去の期間を修正再表示することは要求されず、修正再表示が事後的判断を使用せずに可能で、かつ、修正再表示後の財務諸表が、影響を受ける金融商品について IFRS 第 9 号のすべての要求事項を反映する場合にのみ、修正再表示を選択できる。

(b) 企業は、他の IFRS 基準で要求される開示に加えて、本公開草案の第 8A 項における修正案を適用した結果としての契約の分類及び測定の変更に関する情報を開示する。

(c) 企業は、当期又は表示する過去の期間について、IAS 第 8 号の第 28 項(f)で要求さ

れるはずの定量的情報を開示することを要求されない。

保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収（第 28A 項から第 28D 項、第 105A 項から第 105C 項及び B35A 項から B35C 項）

修正案

BC31 IFRS 第 17 号の付録 A は、保険獲得キャッシュ・フローを、保険契約グループの販売、引受け及び開始のコストにより生じるキャッシュ・フローのうち、当該グループが属する保険契約ポートフォリオに直接起因するものと定義している。そのようなキャッシュ・フローには、当該ポートフォリオの中の個々の契約又は保険契約グループに直接起因しないキャッシュ・フローが含まれる。IFRS 第 17 号の第 27 項（本公開草案の第 28B 項(b)）は、保険契約グループに関して当該グループが認識される前に支払われる保険獲得キャッシュ・フローに係る資産を認識することを企業に要求している。本公開草案は、IFRS 第 17 号の付録 A における保険獲得キャッシュ・フローの定義の修正を提案している。保険獲得キャッシュ・フローは発行されたか又は発行されることが見込まれる保険契約グループに関するものであることを明確化するものである。関連する保有している再保険契約グループが認識される前に支払われるキャッシュ・フローについては、IFRS 第 17 号の第 65 項(a)で扱われている。

BC32 本公開草案は、企業に次のことを要求することを提案している。

- (a) 規則的かつ合理的な基準で、ある保険契約グループに直接起因する保険獲得キャッシュ・フローを、当該グループ及び当該グループの中の契約の更新から生じると見込まれる契約を含むグループに配分する。
- (b) 保険獲得キャッシュ・フローが配分される保険契約グループが認識される前に支払われる保険獲得キャッシュ・フローを資産として認識する。
- (c) 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産について、当該資産が減損している可能性があることが事実及び状況により示唆されている場合には、その回収可能性を評価する。

BC33 本公開草案は、企業が次の開示を要求されることも提案している。

- (a) 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の期首残高から期末残高への調整表
- (b) 企業が保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識の中止をいつ行うと見込んでいるかに関する定量的情報

要求事項を変更する論拠

BC34 以下の例は、利害関係者が提起した懸念を例示している。

BC35 ある企業が、自らに代わって保険契約を販売することに対して代理人に手数料を支払い、その手数料は保険獲得キャッシュ・フローの定義を満たす。その手数料は、

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

- (a) 代理人が販売した保険契約に直接関連しており、
- (b) 当該契約の販売に対して代理人に支払われるべきものであり、かつ、
- (c) 当該契約が更新されるかどうかに関係なく返金されない。

BC36 この手数料の金額は、発行される保険契約の保険料よりも高い。しかし、企業は、一部の保険契約者が場合によっては何回も契約を更新すると期待しているので、手数料を支払うことに同意する。この例では、IFRS 第 17 号の第 34 項を適用した場合、予想される契約更新に関連するキャッシュ・フローは当初の契約の境界の外にある。その結果、手数料の全額が、代理人が販売した保険契約を含むグループの測定に含まれ、したがって、当該グループの当初認識時に損失が認識されることになる。

BC37 当審議会の考えでは、保険獲得キャッシュ・フローに関する IFRS 第 17 号の要求事項は、BC35 項から BC36 項の例に関して有用な情報を提供する。当該要求事項は、手数料の支払から生じる企業の権利を反映するからである。この例では、代理人が販売した保険契約についての損失の認識は、企業が当該契約の販売に対して代理人に手数料を支払っていて、保険契約者が当該契約を更新しない場合に返金を受ける権利がないことを反映している。

BC38 BC35 項から BC36 項の例とは対照的に、代理人との契約が、保険契約が更新されない場合に返金を受ける権利を企業に与えていたとした場合には、手数料は当初の契約に直接起因するものではないことになり、企業は手数料を規則的かつ合理的な基準で配分することになるが、これには手数料の一部を予想される契約更新に配分することが含まれる可能性がある。

BC39 当審議会は、企業が保険獲得キャッシュ・フローを予想される契約更新に配分するように IFRS 第 17 号を修正することも、保険獲得キャッシュ・フローに関して財務諸表利用者に有用な情報を提供するであろうという考えに納得した。一部の利害関係者は、BC35 項から BC36 項の例で示した契約は不利ではないと述べた。手数料は、企業が将来において当該契約の更新を通じて手数料を回収できることを期待して支払われているからである。それらの利害関係者は、保険獲得キャッシュ・フローの配分に関する IFRS 第 17 号の要求事項が、契約獲得の増分コストに関する IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の要求事項と異なっていることにも留意した。IFRS 第 15 号では、このようなコストについて認識した資産を財及びサービスの移転（具体的に期待されている（すなわち、将来の）契約に基づく財及びサービスの移転を含む）のパターンに基づいて償却することを企業に要求している。当審議会は、手数料の支払が、予想される契約更新を通じて回収されると見込まれる可能性のある資産を創出するという考えに納得した。それによりもたらされる情報は、契約獲得の増分コストに関して IFRS 第 15 号が提供する情報とも比較可能となる。

BC40 当審議会は、保険獲得キャッシュ・フローを予想される契約更新に配分する方法を定める要求事項を開発すべきかどうかを検討した。しかし、IFRS 第 17 号の B65 項(I)と整

合的に、規則的かつ合理的な基準で配分することを要求することで十分であろうと判断した。当審議会の考えでは、さらに要求事項を追加すると、財務諸表の作成者と利用者の両方にとっての複雑性を増大させるリスクがあり、一部の状況でしか適切でない結果を生じる規則主義のアプローチとなる可能性がある。

- BC41 IFRS 第 17 号の第 27 項（本公開草案の第 28B 項(b)）は、保険獲得キャッシュ・フローのうち、保険契約グループの測定に含まれる前に企業が支払うものに対して、資産を認識することをすでに要求している。当審議会は、企業が更新されると予想している保険契約を発行する場合には、本公開草案の B35A 項(b)における修正案は、このような資産が存在する期間を延長することとなり、当該資産の金額を増加させる可能性があると考えた。IFRS 第 17 号は、企業が IFRS 第 17 号の第 27 項を適用して認識した資産についての金利を計上すべきかどうか、また、計上すべきだとした場合、どのような割引率で計上するのかを定めていない。当審議会は、修正案から生じる資産の延長及び金額の増加の可能性に照らして金利の計上についての要求事項を定めるべきかどうかを検討した。当審議会は、それは行うことは IFRS 第 15 号と不整合となるため行わないことを決定した。IFRS 第 15 号は、当該基準の第 91 項又は第 95 項を適用して認識した資産についての金利の計上に関する要求事項を定めていない。

提案している減損テスト

- BC42 IFRS 第 17 号は、IFRS 第 17 号の第 27 項を適用して認識した資産の回収可能性を評価することを企業に要求していない。当該資産は通常は比較的短期のものであり、回収可能性がない場合には、当該資産の認識の中止が行われて保険獲得キャッシュ・フローが保険契約グループの測定に含まれる際に、適時に反映されることとなるからである。BC41 項で説明したように、本公開草案の B35A 項(b)における修正案は、IFRS 第 17 号の第 27 項を適用して認識した資産が存在する期間を延長する可能性があり、当該資産の金額を増加させる可能性がある。当該資産が認識される期間は、予想される契約更新の評価にも依存し、これは IFRS 第 17 号における既存の要求事項を適用して考慮される更新を超えるものとなる。したがって、当審議会は、IFRS 第 17 号の第 27 項を適用して認識した資産について、事実及び状況により当該資産が減損している可能性があることが示されている場合には、各報告期間末に当該資産の回収可能性を評価することを企業に要求している。
- BC43 こうした資産について、事実及び状況により当該資産が減損している可能性があることが示されている場合にのみ減損テストを要求することは、カバーの開始又は保険契約者からの支払の期限が到来する前に不利な契約グループを認識するという IFRS 第 17 号の第 26 項の要求と整合的である。
- BC44 IFRS 第 15 号の第 101 項における減損テストと整合的に、企業は減損損失を純損益に認識し、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の帳簿価額を減額して、関連するグループに係る期待正味キャッシュ・インフローを上回らないようにする。
- BC45 当審議会は、グループのレベルでの減損テスト（BC44 項に記述）は、あるグループに

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

配分された保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の帳簿価額を、当該グループの期待正味キャッシュ・インフローと比較すると考えた。その正味キャッシュ・インフローには、現在の保険契約者との予想される契約更新に係るキャッシュ・フロー及び同じグループに含まれると見込まれる将来の保険契約者との契約に係るキャッシュ・フローが含まれる。当審議会は、予想される契約更新に係るキャッシュ・フローに固有の追加的なグループ減損テストを要求することを決定した。この追加的な減損テストは、予想された将来の更新について企業がもはや当該更新が生じると見込んでいない場合には、減損損失の認識をもたらす。この追加的な減損テストを設けないと、将来の保険契約者の契約からのキャッシュ・フローが、このような減損損失の認識を妨げる可能性がある。

提案している追加的な開示要求

BC46 当審議会の考えでは、修正案が保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識される期間を延長するであろうことを考えると、当該資産の認識の中止がいつ行われ、保険獲得キャッシュ・フローが保険契約グループの測定にいつ含まれると見込まれるのかを知ることは、財務諸表利用者にとって有用である。したがって、当審議会は、企業は本公開草案の第 28B 項(b)を適用して認識した資産の期首残高から期末残高への調整表を開示すべきであると提案することを決定した。当審議会は、資産として認識した保険獲得キャッシュ・フローをそれらが配分される保険契約グループの測定に含める予定について、適切な期間帯での定量的開示を提案することも決定した（本公開草案の第 105A 項参照）。

検討して棄却した他のアプローチ

BC47 当審議会は、IFRS 第 17 号で定義している保険獲得キャッシュ・フローについての要求事項は、IFRS 第 15 号における契約獲得の増分コストについての要求事項と直接に比較可能ではないことに留意した。当審議会は、当該要求事項の 1 つの側面だけを合わせるのではなく、関連する要求事項のすべてを合わせるべきかどうかを検討した。

BC48 具体的には、当審議会は、IFRS 第 15 号との整合性を高めるために、IFRS 第 15 号の第 92 項と整合的に、この修正を契約獲得のコストに対する増分である保険獲得キャッシュ・フローのみに適用すべきかどうかを検討した。IFRS 第 17 号における保険獲得キャッシュ・フローの定義は、IFRS 第 15 号における契約獲得の増分コストよりも広い。しかし、当審議会は、IFRS 第 17 号の修正を保険獲得キャッシュ・フローの定義を満たすコストよりも狭い範囲のコストに限定することは、保険契約の測定に含めるコストと不整合となると判断した。

BC49 当審議会は、利害関係者が契約の境界線の要求事項に関して提案した IFRS 第 17 号の代替的な修正についても検討した。IFRS 第 17 号の第 34 項を適用すると、予想される契約更新に係るキャッシュ・フローが当初の契約の境界の中に含まれるのは、企業が当該契約更新から生じる実質的な権利又は実質的な義務のいずれかを有している場合であり、かつ、その場合のみである（例えば、企業が保険契約者に事前に決定された料率での更新を約束した場合）。一部の利害関係者は、契約の境界についての要求事項を、た

とえ企業が更新に関して実質的な権利も実質的な義務も有していない場合であっても、すべての予想される契約更新を当初の契約の境界線の中にも含めることを要求するように修正することができると提案した。しかし、当審議会は、このような修正は、保険契約から生じる企業の実質的な権利及び義務を会計処理するという IFRS 第 17 号における中心的な原則と不整合となると結論を下した。

投資リターン・サービス及び投資関連サービスに帰属する契約上のサービス・マージン（第 44 項から第 45 項、第 109 項及び第 117 項(c)(v)、付録 A 並びに B119 項から B119B 項）

修正案

BC50 IFRS 第 17 号は、保険契約グループにおける未稼得利益である契約上のサービス・マージンを、カバー単位に基づいて一定の期間にわたり純損益に認識することを企業に要求している。契約グループにおけるカバー単位の数は、各契約について、契約に基づいて提供される給付の量及び当該給付が提供される予想期間を考慮して決定される。本公開草案は、B119 項を適用したカバー単位の識別に関する 2 つの修正を提案している。

(a) 第 1 の修正案は、直接連動有配当保険契約以外の保険契約についてのカバー単位を、保険カバーに加えて、投資リターン・サービス（もしあれば）の給付の量及び予想期間を考慮して識別することを企業に要求するものである。B119B 項は、どのような場合にこのような契約が投資リターン・サービスを提供する可能性があるのかの要件を定めている。

(b) 第 2 の修正案は、直接連動有配当保険契約についてのカバー単位を、保険カバーと投資関連サービスの両方の給付の量及び予想期間を考慮して識別することを企業が要求される旨を明確化するものである。

BC51 すべての保険契約について、本公開草案は、IFRS 第 17 号の第 109 項を修正して、報告期間の末日現在で残存している契約上のサービス・マージンを企業がいつ純損益に認識すると見込んでいるのかに関する定量的な情報を開示することを企業に要求することを提案している。カバー単位の識別と契約上のサービス・マージンのカバー単位への配分の際に考慮するサービスの範囲を広げる提案に照らして、当審議会は、保険カバー及び投資関連サービス又は投資リターン・サービスからの給付の相対的なウェイト付けを評価するために用いたアプローチを、本公開草案の第 117 項(c)(v)を適用して開示することを企業に要求することも提案している。

BC52 本公開草案は、保険カバー、投資リターン・サービス（直接連動有配当保険契約以外の保険契約について）及び投資関連サービス（直接連動有配当保険契約について）を一括して「保険契約サービス」と定義することを提案している。

BC53 本公開草案は、「契約上のサービス・マージン」、「カバー期間」、「残存カバーに係る負債」及び「発生保険金に係る負債」の定義、及び保険料配分アプローチの適格要件に対する結果的修正も提案している。保険契約グループが当期に提供した保険契約サービス

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

に関する修正を反映するためである。

要求事項を変更する論拠

BC54 IFRS 第 17 号に関する移行リソース・グループに提出されたある質問が、企業は直接連動有配当保険契約についてのカバー単位を決定する際に投資関連サービスを考慮することを要求される旨を明確化することが有用であると示唆していた。移行リソース・グループのメンバーは、直接連動有配当保険契約についてのカバー単位には、投資関連サービスを含めるべきであると考えた。当該契約は実質的に投資関連サービス契約であるからである。しかし、移行リソース・グループのメンバーは、IFRS 第 17 号がこのようなアプローチを要求しているのか、認めているのか、禁止しているのかに関してさまざまな見解を有していた。このため、当審議会はこのようなアプローチが要求されている旨を明確化することを決定した。

BC55 直接連動有配当保険契約についての要求事項を明確化することを決定した後に、当審議会は、移行リソース・グループの一部のメンバー及び他の利害関係者からの、直接連動有配当保険契約以外の保険契約の一部について要求事項を変更すべきであるというフィードバックについて検討した。それらの利害関係者は、契約上のサービス・マージンを保険カバーのみを考慮して認識するという要求は、特に下記の場合には、企業の各期間にわたる財務業績を忠実に表現できないであろうと説明した。

(a) ある契約が保険カバーを提供しているが、当該保険カバーは保険契約者が投資リターンを稼得しなくなる前に終了する。

(b) 累積残高のある据置年金契約が年金期間にのみ保険カバーを提供している。

BC56 当審議会は、直接連動有配当保険契約以外の保険契約の一部は、直接連動有配当保険契約と同様に、基礎となる項目に依存するリターンを保険契約者に提供しているという主張に留意した。これらの契約は変動手数料アプローチの範囲に含まれるための条件を満たさないが、当審議会は、このような契約の中には投資サービスを提供するものがあるという考えに納得した。当該契約が投資リターンを含むと見込まれる投資要素を含んでいるか、又は投資リターンを含むと見込まれる金額を保険契約者が企業から引き出す権利を有していることによるものである。このような契約を、本修正案では投資リターン・サービスと呼んでいる。当審議会は、特に、保険契約者がこうしたサービスから便益を受ける期間とは異なる保険カバー期間を有する契約について、保険カバーと投資リターン・サービスの両方を考慮して契約上のサービス・マージンを純損益に認識することは、財務諸表利用者に有用な情報を提供するという考えに納得した。

BC57 本公開草案における修正案を開発するにあたり、当審議会は次のことを考慮した。

(a) どのような場合に投資リターン・サービスが存在し得るのかの判定 (BC58 項から BC61 項)

(b) サービスのウェイト付けにおける主観性 (BC62 項)

(c) 履行キャッシュ・フローに含めるコスト (BC63 項)

(d) 契約上のサービス・マージンに対する事後の修正 (BC64 項から BC65 項)

どのような場合に投資リターン・サービスが存在し得るのかの判定

BC58 当審議会は、直接連動有配当保険契約以外の保険契約のうち投資要素を含んだもの（すなわち、すべての状況において保険契約者にある金額を返済することを企業に要求する保険契約）の一部において投資リターン・サービスを識別できると考えた。さらに、当審議会は、投資要素を含まない保険契約の一部において投資リターン・サービスを識別できるかどうかを検討した。当審議会は、投資要素を含まない保険契約のうち、一部の状況において保険事故に対する保険金以外で保険契約者に金額を返済することを企業に要求する一部の契約では、投資リターン・サービスが提供され得ると結論を下した。当審議会の考えでは、投資リターン・サービスは、保険契約者が企業からある金額を引き出す権利を有している期間中に提供される可能性がある。当審議会は、この権利を「企業からある金額を引き出す権利」と記述することを決定した。契約の解約時の解約返戻金又は保険料返戻に対する保険契約者の権利と、ある金額を他の保険提供者に移転する保険契約者の権利の両方を含めるためである。当審議会は、投資リターン・サービスは、契約が投資要素を含んでいないか又は保険契約者がある金額を企業から引き出す権利を有していない場合には、存在できないと結論を下した。その場合には、保険契約者は投資リターンから便益を得る権利を有していないからである。

BC59 当審議会は、投資要素がある場合又は保険契約者がある金額を企業から引き出す権利を有している場合には、常に投資リターン・サービスがあるのかどうかを検討した。当審議会は、保険契約者が、契約の解約時に、将来のサービスに対して前払いした保険料の返金に対する権利を有している自動車保険契約の例を検討した。当審議会は、多くの場合、このような契約は投資リターン・サービスを提供しないであろうと結論を下した。すなわち、企業は保険契約者にとってのリターンを生み出すことを見込んでいない。同様に、当審議会は、企業が保管サービスのみを提供している場合には、企業は投資リターン・サービスを提供していないと考えた。したがって、当審議会は、本公開草案の B119B 項において、どのような場合に投資リターン・サービスが存在し得るのかの識別に関する要件を定めることを決定した。

BC60 当審議会は、本公開草案の B119B 項における要件を満たす契約は常に投資リターン・サービスを提供するののかも検討した。当審議会は、このような投資リターン・サービスの識別は企業にとっての判断の問題とすべきであるという考えに納得し、当該要件はそのようなサービスの存在を識別するために必要ではあるが、存在を決定づけるものではないと結論を下した。

BC61 当審議会は、一部の保険契約（直接連動有配当保険契約とそれ以外の保険契約の両方）について、投資リターンが、現在の保険契約者ではなく、将来の保険契約者に支払われる場合があることに留意した。それらの支払は、現在の保険契約者に提供されるサービスが終了しただと後に行われる場合もある。当審議会は、このように遅延した契約上

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

のサービス・マージンの認識は適切ではないと結論を下した。投資リターン・サービス又は投資関連サービスの期間は、当該サービスに関連して現在の保険契約者に支払われるべきすべての金額が支払われた日までに終了するからである。

サービスのウェイト付けにおける主観性

BC62 直接連動有配当保険契約以外の保険契約についてのカバー単位の決定において、保険カバーに加えて投資リターン・サービスを含めることは、当該決定に主観性と複雑性を加えるものである。投資リターン・サービスが識別される場合には、企業が投資リターン・サービスと保険カバーが提供する給付の相対的なウェイト付け、及びそれらのサービスのそれぞれの引渡しのパターンを評価することが必要となる。しかし、当審議会は、企業はすでに同様の評価を直接連動有配当保険契約及び複数の種類の保険カバーを提供する契約について行うことを要求されていることに留意した。さらに、本公開草案の第 109 項に示されている開示案は、サービス提供のパターンに関する有用な情報を財務諸表利用者に提供するであろう。したがって、当審議会は、カバー単位を決定する際に、保険カバーと投資リターン・サービスからの給付のウェイト付けを規則的かつ合理的な基準で評価することを要求することで十分であると結論を下した。

履行キャッシュ・フローに含めるコスト

BC63 当審議会は、保険契約についての基礎となる項目を構成する資産の管理のコストを、直接連動有配当保険契約以外の保険契約又は直接連動有配当保険契約の履行キャッシュ・フローに含めるべきかどうかを議論した。履行キャッシュ・フローとは、契約の履行に直接関連するキャッシュ・フローであり、固定間接費及び変動間接費の配分が含まれる。直接連動有配当保険契約については、企業は保険契約者に代わって資産を管理しているとみなされる。したがって、資産管理コストは契約履行のコストの一部とみなすべきで、それゆえ履行キャッシュ・フローに含めるべきであるということになる。同様に、当審議会は、直接連動有配当保険契約以外の保険契約において投資リターン・サービスが存在すると企業が判断する範囲で、企業は当該サービスの履行に関連するキャッシュ・フローを履行キャッシュ・フローに含めるべきであると結論を下した。

契約上のサービス・マージンに対する事後の修正

BC64 当初認識後に、契約上のサービス・マージンは、将来のサービスに関連する履行キャッシュ・フローの変動について修正される。直接連動有配当保険契約以外の保険契約については、金融リスクに関連する仮定のすべての変更は、当期に関するものとみなされ、したがって契約上のサービス・マージンの修正とはならない。これと対照的に、直接連動有配当保険契約については、金融リスクに関連する仮定の変更の一部は将来のサービスに関連するものとみなされる。

BC65 当審議会は、BC50 項(a)に記述した修正案が、直接連動有配当保険契約以外の保険契約について将来のサービスに関連するものとみなされる種類の履行キャッシュ・フローの変動に対して何らかの含意を有するかどうかを検討した。例えば、当審議会は、金融上

の仮定の一部の変更を、直接連動有配当保険契約と同様に、将来のサービスに関連するものとみなすべきかどうかを検討した。しかし、直接連動有配当保険契約についての契約上のサービス・マージンが基礎となる項目の公正価値の変動について再測定されるのは、サービスに対する変動手数料の性質によるものであり、契約により提供されるサービスの種類によるものではない。金融リスクに関連する仮定の変更のその他の影響を契約上のサービス・マージンで修正するのは、それらを基礎となる項目の公正価値の変動と分離することが可能ではないからである。カバー単位を決定する際に考慮されるサービスの種類の拡大は、直接連動有配当保険契約以外の保険契約における手数料の性質を変更するものではない。したがって、当審議会は、金融リスクに関連した仮定の変更の影響についての取扱いを修正すべきではないと結論を下した。

検討して棄却した他のアプローチ

BC66 一部の利害関係者は、契約上のサービス・マージンの純損益での認識についての IFRS 第 17 号の要求事項はあまりにも個別的であり、契約上のサービス・マージンを契約によって提供されるすべてのサービスに基づいて各期間に純損益に認識するという、より一般的な要求に置き換えるべきであると提案した。そうするためには、企業はどのようなサービスが契約によって提供されているのかを決定するために、判断を適用することになる。しかし、一般的に、それらの利害関係者は、彼らの具体的な懸念は、他のサービスではなく投資リターンに関連するサービスについてのものであると考えた。当審議会は、契約上のサービス・マージンの純損益への認識を、保険契約グループの業績の描写の基本的な側面とみなしている。サービス提供のパターンの判定には不可避的な主観性があるが、契約上のサービス・マージンはすべてのサービスを考慮して認識されると定めることは、より多くの主観性を生じさせる可能性が高い。当審議会は、修正案は直接連動有配当保険契約以外の保険契約の一部は 2 つの典型的なサービス（すなわち、保険カバーと投資リターン・サービス）を有しているというフィードバックに対応していると結論を下した。したがって、修正案は、忠実な表現、比較可能な情報及びコストと便益に関する懸念をバランスさせている。

保有している再保険契約 — 基礎となる保険契約に係る損失の回収（第 62 項、第 65 項、第 66 項(ba)、第 66A 項から第 66B 項、第 70A 項、第 86 項、B95B 項から B95C 項、B119C 項から B119F 項、C15A 項及び C20A 項）

修正案

BC67 保有している再保険契約は、カバーする基礎となる保険契約が 1 つである場合も多数である場合もある。再保険契約を購入する企業は、当該契約による（サービスを受ける）権利と（保険料を支払う）義務を有しており、これは自らが発行した保険契約による企業の（保険料を受け取る）権利と（サービスを提供する）義務とは独立したものである。したがって、IFRS 第 17 号を適用する場合、保有している再保険契約は、基礎となる保険契約とは独立に会計処理される。

BC68 多くの場合、再保険契約を保有する企業は、全体として正味のコストが生じると見込ん

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

でいる（すなわち、非金融リスクに係るリスク調整を考慮に入れたうえで、保険金について弁済を受けると見込んでいるよりも多くの保険料を再保険者に支払うと見込んでいる）。しかし、状況によっては、企業は全体として正味の利得を得ると見込んでいる場合がある（すなわち、非金融リスクに係るリスク調整を考慮に入れたうえで、再保険者から保険金について弁済を受けると見込んでいるよりも少ない保険料を再保険者に支払うと見込んでいる）。この全体として見込まれる正味のコスト又は正味の利得が、当初認識時の保有している再保険契約についての契約上のサービス・マージンである。

BC69 IFRS 第 17 号は、再保険の購入について見込まれる正味のコスト又は正味の利得を、再保険者からサービスを受けるにつれて純損益に認識することを企業に要求している。この認識時期は、他の IFRS 基準における将来のサービスの受取りのコストの取扱い及び IFRS 第 17 号における発行した保険契約に係る利益の取扱いと整合的である。これは IFRS 第 17 号における発行した保険契約に係る損失の処理（純損益に直ちに認識される）とは異なっている。再保険の購入の正味のコスト又は正味の利得の処理が、保険契約に係る損失の処理と異なるのは、次の理由からである。

(a) 保有している再保険契約に係る正味のコストは、将来のサービスを受け取る権利を創出し、これは企業にとっての資産である。基礎となる保険契約についての損失の発生は、同様の権利を創出しない。

(b) 保有している再保険契約に係る正味の利得は、再保険の購入のコストの減額を表すものであり、これはサービスを受ける期間にわたり認識すべきである。基礎となる保険契約についての損失の発生は、受け取るサービスのコストの減額ではない。

BC70 通常、IFRS 第 17 号は、将来のサービスに関連する履行キャッシュ・フローの変動が契約上のサービス・マージンを修正することを要求する。しかし、IFRS 第 17 号の第 66 項(c)(ii)における保有している再保険契約についての例外を適用すると、基礎となる保険契約グループの変動が将来のサービスに関連しているが、その変動の結果、当該グループが不利となるか又はより不利となる（したがって、直ちに純損益に認識される）場合には、これに対応する保有している再保険契約の変動も直ちに純損益に認識される。当審議会が IFRS 第 17 号の第 66 項(c)(ii)における例外を含めたのは、基礎となる保険契約グループに係るキャッシュ・アウトフローの見積りの変動は、保有している再保険契約からのキャッシュ・インフローのこれに対応する変動を生じる範囲では、当期の純損益に正味の影響はないはずであるという考えに納得したからである。

BC71 本公開草案の第 66A 項は、追加的な例外を提案している。企業は、基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時又は不利な契約の当該グループへの追加時に損失を認識する場合には、比例的なカバーを提供する保有している再保険契約グループの契約上のサービス・マージンを修正し、その結果として収益を認識することを要求されるというものである。この修正及び結果として生じる収益の金額は、基礎となる保険契約グループについて認識される損失に、企業が再保険契約の発行者から回収する権利を有している、基礎となる保険契約グループに係る保険金請求の一定率を乗じたものと同額として

決定される。

- BC72** 本公開草案は、企業が IFRS 第 17 号の第 86 項を適用して、再保険者から回収する金額と支払った保険料の配分とを区分して表示することを選択する場合には、本公開草案の第 66A 項を適用して生じた収益は、再保険者から受け取った金額に含める旨を定めることを提案している。
- BC73** 本公開草案は、取得した保険契約については B95B 項から B95C 項、IFRS 第 17 号における経過措置については C15 A 項及び C20A 項において結果的修正を提案している。経過措置に関して、修正遡及アプローチに修正を追加し、公正価値アプローチに救済措置を追加している。
- BC74** 当審議会は、本公開草案の第 66A 項における修正案の結果として、追加的な開示を提案する必要はないと決定した。当審議会は、企業は発行した保険契約についての開示要求を保有している再保険契約の特徴を反映するように調整するという IFRS 第 17 号の第 98 項の要求で十分であることに留意した。修正案を適用する場合、保有している再保険契約についての損失の回収は、発行した保険契約の損失要素と同様に処理することになる。

要求事項を変更する論拠

- BC75** 一部の利害関係者は、たとえ企業が不利な保険契約グループに対してカバーを提供する再保険契約を購入している場合であっても、当該グループが認識される時及び当該グループに新たな契約が追加される時にも、企業が直ちに純損益を認識するという懸念を示した。当該企業は、保有している再保険契約について正味のコストが発生する見込みなのか正味の利得が生じる見込みなのかに関係なく、これらの損失に寄与する保険金の一部又は全部を回収する権利を有している。したがって、一部の利害関係者は、企業が基礎となる契約について認識する損失を再保険者から回収する権利を有している範囲で、基礎となる契約について損失を認識すると同時に、予想される回収を表す収益を認識すべきであると提案した。
- BC76** そうした利害関係者の懸念を検討した際に、当審議会は、企業は保有している再保険契約を基礎となる発行した保険契約とは独立に会計処理すべきであり、保有している再保険契約の会計処理は、発行した保険契約の会計処理と整合させるべきであるという見解を再確認した。しかし、当審議会は、保険契約グループについての損失の処理と、BC68 項に記述した保有している再保険契約の正味のコスト又は正味の利得の認識との相違により、会計上のミスマッチが生じる可能性があることを認識した。
- BC77** そのような会計上のミスマッチは、利害関係者が示した例において特に明白であった。そこでは、保険者と再保険者との間のすべてのキャッシュ・フローが、基礎となる不利な保険契約の保険者と保険契約者との間のすべてのキャッシュ・フローの所定の一定割合（例えば、30%）である。この例では、保険者と再保険者との間のすべてのキャッシュ・フローが、基礎となる不利な保険契約の保険者と保険契約者との間のすべてのキャ

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

ッシュ・フローの所定の一定割合であるため、基礎となる契約に係る損失と保有している再保険契約に係る正味の利得との間に直接の関連がある。この例では、損失を決定するもののすべてが、正味の利得にも直接に識別可能な形で影響を与える。しかし、この例は非常に単純化されていて、多くの再保険契約において存在する特徴が含まれていない。多くの場合、再保険者は保険金キャッシュ・フローについて比例的なカバーを提供するが、他のキャッシュ・フローは比例的ではない。例えば、再保険者がリスクの負担に対してより低い保険料を課す場合や、再保険者が基礎となる収益性のある契約と不利な契約の両方についてのリスクの負担に対して単一の保険料を課していて、基礎となる契約の間で恣意的にしか配分できない場合がある。

BC78 ミスマッチが単純化の度合いの低い状況において発生するかどうか、又はどのような場合に発生するのかを理解するため、**BC77** 項の例において明白な会計上のミスマッチを分析するにあたり、当審議会は、不利な契約グループについて認識した損失は、保険金請求の発生前における保険金の早期認識とみなせると考えた。しかし、**IFRS 第 17 号**の要求事項を適用する場合、保有している再保険契約から生じる保険金の回収は、保険金が発生した時のみ認識される。この時期のミスマッチは、保有している再保険契約が正味のコストを生じるのか正味の利得を生じるのかに関係なく存在する。この時期のミスマッチは、保険金に関連する回収を早期に認識すること、すなわち、当該保険金が認識されるのと同時に認識することを企業に要求するように **IFRS 第 17 号**を修正したならば、避けられることになる。したがって、当審議会は次のことを検討した。

- (a) どのような場合に、早期に認識される保険金に関する回収を識別することが可能か
- (b) このような回収の早期認識は、当該回収のコストの認識（保有している再保険契約について支払った保険料の配分）の時期について何らかの影響を有すべきか

BC79 **BC78** 項(a)に関して、当審議会は、保有しているすべての再保険契約について、予想される回収と基礎となる不利な契約について認識される損失との間に関連性があると考えた（両者とも予想される保険金に依存する）。当審議会は、合理的な実務上の仮定は、発行した基礎となる保険契約についての損失は、当該契約の測定に含まれている他の履行キャッシュ・フローではなく、保険金キャッシュ・フローによって生じるというものであろうと結論を下した（当該損失が、当該契約の測定に含まれている保険金キャッシュ・フローを上回らない範囲において）。

BC80 比例的なカバー（すなわち、基礎となる契約から生じるすべての保険金の一定割合に対するカバー）を提供する保有している再保険契約については、この仮定を行うことにより、企業は、損失はすべての保険金に関して一定の割合で再保険者から回収される保険金によって生じるものとして識別することが可能となる。例えば、保有している再保険契約が、基礎となる保険契約に対するすべての保険金の 30%に対するカバーを提供する場合には、保険金により生じる損失 CU100 は CU30（損失 CU100 の 30%）の回収をもたらすことになる。これと対照的に、比例的なカバーを提供しない保有している再保険契約については、損失が保険金請求によって生じるものとして識別することは可能で

あるが、当該保険金の回収については不明である。例えば、保険金が CU100 を超える範囲でカバーを提供する保有している再保険契約を考え、基礎となる保険契約の予想される保険料が CU300 で予想される保険金が CU350 とする。この企業は、基礎となる保険契約について CU50 の損失を認識する。この損失は、保険金 CU50 の早期認識とみなせるが、そうした保険金 CU50 が回収を生じる保険金なのかどうか、又はどの程度の回収を生じるのかを知ることは可能ではない。この再保険契約がカバーするのは CU100 を超える保険金のみだからである。

- BC81 当審議会は、保険金の認識と回収の認識との間の時期のミスマッチは、比例的なカバーを提供する保有している再保険契約については直接に識別できるが、他の保有している再保険契約についてはできないと結論を下した。他の保有している再保険契約については、損失を生じさせる保険金の回収が不明である。したがって、当審議会は、比例的なカバーを提供する保有している再保険契約についてのみ修正を提案することを決定した。
- BC82 このようにして回収の認識の時期を変更することは、回収の早期認識は回収のコストの認識のパターンを変化させるべきかどうかという BC78 項(b)の疑問につながる。発行した不利な保険契約については、損失の認識（保険金の早期認識として識別される）は収益の認識に影響を与えない。企業が受け取る対価でカバーされることが見込まれない保険金に関しては、収益は認識されない。保有している再保険契約について同様の結果（すなわち、回収の早期認識の結果として収益を認識する）を達成するため、当審議会は、回収の早期認識は回収のコストの認識のパターンに影響を与えるべきではないと結論を下した。
- BC83 したがって、修正案は、回収の認識のパターンが回収のコストの認識のパターンと相違する結果を生じる。企業は損失の回収（すなわち、予想される再保険金）を直ちに純損益に認識し、当該損失の回収のコスト（すなわち、再保険料）は再保険サービスを受けるにつれて認識することになる。これは、それ自体では、会計上のミスマッチとみなすことができる。本質的には、企業は便益を直ちに認識し、より大きなコストをサービス期間にわたり認識することになる。
- BC84 結局のところ、当審議会の考えでは、(a) ミスマッチを識別できるケースにおいて、基礎となる契約に係る損失の認識と保有している再保険契約による当該損失の回収との間の会計上のミスマッチを除去する方が、(b) 保険金の回収をコストと対応させることによって提供されるよりも有用な情報が提供される。
- BC85 本公開草案の第 66A 項を適用するためには、保有している再保険契約は、基礎となる不利な保険契約グループについて損失が認識されると同時又はその前に認識しなければならない。当審議会は、このような条件は損失の回収が損失と同時に認識されることを確保するために必要であると結論を下した。

検討して棄却した他のアプローチ

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

- BC86 当審議会は、本公開草案の第 66A 項における修正案を、比例的なカバーを適用しない保有している再保険契約にも適用すべきかどうかを検討した。しかし、BC80 項から BC81 項で説明したとおり、これらの契約については、企業は、予想される回収が基礎となる保険契約について認識した損失とどの範囲で関連するのかを識別するためには、損失が保険金のみによって生じているという仮定を超えて、より恣意的な仮定を行うことが必要となる。下記について所定の額を超過する保険金に対してカバーを提供する保有している再保険契約を考えてみる。
- (a) 企業が発行している 1 件の保険契約 — 企業は、どの保険金によって契約が不利となるのかについて恣意的な仮定を行うことが必要となる。保有している再保険契約がすべての保険金をカバーしないからである。
 - (b) 企業が所定の期間において発行するすべての保険契約 — 企業は、どの契約によって、保有している再保険契約について所定の超過額に達すると企業が予想することになるのかに関して、恣意的な仮定を行うことが必要となる。所定の超過額を 1 件の保険契約で超過する可能性は低いからである。例えば、企業が当期において発行する最初の不利な保険契約が認識される場合に、損失の回収を認識すべきかどうかについて疑問が生じることになる。
- BC87 したがって、比例的なカバーを提供しない保有している再保険契約について、当審議会は、BC76 項に記述した会計上のミスマッチを識別することは可能でなく、したがって、保有している再保険契約のより幅広い側面（基礎となる保険契約とは経済的に異なる可能性がある）の会計処理に影響を与えずに時期のミスマッチを解消することは可能ではないと結論を下した。当審議会は、利害関係者が識別した懸念は、主として、保有している再保険契約が比例的なカバーを提供する場合に生じる会計上のミスマッチに関するものであることに留意した。
- BC88 当審議会は、IFRS 第 17 号の第 66 項(c)(ii)における既存の例外（キャッシュ・フローの変動に関するもの）は、すべての種類の保有している再保険契約に適用されることに留意した。その例外は、基礎となる保険契約グループの変動から生じる、保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動を扱ったものである。保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動は、保険金が比例的にカバーされるのかどうかに関係なく、保有している再保険契約が基礎となる保険契約の損失の変動をどの程度カバーするのかに関する情報を提供する。
- BC89 一部の利害関係者は、当審議会は BC76 項に記述した会計上のミスマッチを、基礎となる保険契約の会計処理を修正することによって解決できると提案した。一部の利害関係者は、不利な保険契約が保有している再保険契約によって比例的にカバーされている範囲で、当該保険契約に係る損失は、サービスが提供されるにつれて認識される負の契約上のサービス・マージンとすべきであると提案した。
- BC90 当審議会は、この提案を検討して棄却した。保険契約に係る損失は予想された時に認識し、保険契約に係る利益は稼得された時に認識するという当審議会の目的と整合しない

からである。この修正案により、IFRS第17号は、発行した不利な保険契約グループに関して適時な情報を引き続き提供することになる。

財政状態計算書における表示（第78項から第79項、第99項及び第132項）

修正案

- BC91 本公開草案は、IFRS第17号の第78項を修正することを提案している。同項は、発行した保険契約グループで資産であるものと負債であるものの帳簿価額及び保有している再保険契約グループで資産であるものと負債であるものの帳簿価額を、財政状態計算書において区分して表示することを企業に要求している。
- BC92 IFRS第17号の第78項の修正案は、その代わりに、発行した保険契約ポートフォリオで資産であるものと負債であるものの帳簿価額及び保有している再保険契約ポートフォリオで資産であるものと負債であるものの帳簿価額を、財政状態計算書において区分して表示することを企業に要求することになる。この修正案の結果としてのIFRS第17号の測定の要求事項の変更提案はない。
- BC93 本公開草案は、IFRS第17号の第79項並びにIFRS第17号の第99項及び第132項における開示要求の結果的修正を提案している。表示のレベルをグループではなくポートフォリオとすることを反映するものである。

要求事項を変更する論拠

- BC94 保険契約グループの表示についてのIFRS第17号の要求事項は、保険契約グループの認識及び測定についての要求事項と整合的である。保険契約の測定に含まれる履行キャッシュ・フローは、それらが測定されるレベルに関係なく、同じである。しかし、企業が、契約上のサービス・マージン（又は不利な契約に係る損失）を算定し認識するために、残存カバーに関する履行キャッシュ・フローをグループのレベルで配分することを要求されている。
- BC95 一部の利害関係者は、各保険契約グループについて履行キャッシュ・フローを識別するには、通常、独立したシステム（資金管理システムと年金数理システムなど）を契約グループのレベルで統合することを要するという懸念を示した。それらの履行キャッシュ・フローの一部は、IFRS第17号の測定の要求事項を適用するためにグループに配分する必要がない（例えば、発生保険金の決済に関連する金額）。それらの利害関係者は、IFRS第17号のこの側面を適用するためには、新たなシステムを多大なコストで導入することが必要となると説明した。それらの利害関係者は、保険契約をグループのレベルよりも高いレベルで表示することで、意味のある実務上の救済が提供されるであろうと提案した。それは、彼らの考えでは、財務諸表利用者にとっての情報の有用性を著しく低下させることにはならない。
- BC96 財務諸表利用者との当初のアプローチからのフィードバックは、BC95項に示した利害関係者の見解を支持している。保険契約をグループのレベルよりも高いレベルで表示

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

することは、グループのレベルでの表示と比較した場合に、情報の有用性を著しく低下させるものではないというものである。この情報を考慮して、当審議会は、IFRS 第 17 号の第 78 項の修正案の便益（財務諸表の作成者にとっての作業上の救済）は、コスト（財務諸表の利用者にとっての有用な情報の限定的な喪失の可能性）を上回るであろうと結論を下した。

検討して棄却した他のアプローチ

BC97 当審議会は、財政状態計算書における保険契約の表示を企業レベルとすべきであるという一部の利害関係者の提案を検討し、当該提案を棄却した。財務諸表利用者にとって有用な情報の喪失がより大きくなるリスクがあるからである。

BC98 一部の利害関係者は、保険料配分アプローチに関して、BC95 項に記載した懸念と同様の運用上の懸念を示した。それは特に、IFRS 第 17 号の第 55 項(a)(i)及び第 55 項(b)(i)を適用して残存カバーに係る負債を測定するために、受け取った保険料をグループのレベルで識別することの作業コストによるものである。一部の利害関係者は、受け取った保険料ではなく未収保険料を参照すれば、それらの要求事項の適用が容易になると提案した。当審議会は、IFRS 第 17 号の第 55 項(a)(i)及び第 55 項(b)(i)の要求事項を未収保険料を参照するように修正するという提案には同意しなかった。そのような修正は、保険料配分アプローチが一般モデルに近似するという目的を果たさなくなる結果を生じるからである。保険料配分アプローチにおける保険契約負債は、一般モデルにおける保険契約負債（すべての将来キャッシュ・フローを帳簿価額に含めている）とは異なり、未収保険料についてグロスアップされることになってしまう。しかし、当審議会は、IFRS 第 17 号の第 78 項に対する修正案は、保険料配分アプローチを適用する企業にいくらかの救済を提供するであろうことに留意した。当該修正により、場合によっては、受け取った保険料についてより高い集約レベルを使用して、IFRS 第 17 号が要求している結果を企業が達成することを認めることになるからである。

BC99 IFRS 第 4 号を適用する場合、一部の企業は、財政状態計算書において、保険契約から生じた異なる金額を、その異なる金額が独立した資産又は負債であるかのように、区分して表示する。例えば、一部の企業は、未収保険料、未払保険金及び繰延獲得コストという名称の表示項目を、保険契約負債と区分して表示する。異なる企業は異なる表示科目を表示し、それらの表示科目が何であるのかについて異なる定義を有する（例えば、一部の企業は未請求の金額を未収保険料として表示するが、請求済みの金額のみを表示する企業もある）。一部の利害関係者は、この追加的な分解の実務を継続したいという見解を示した。このような分解された表示科目は財務諸表利用者に意味のある情報を提供するものと見ているからである。当審議会は、この実務を継続するように IFRS 第 17 号を修正するという提案には同意しなかった。独立した資産又は負債ではない金額を表示することになる可能性があるからである。例えば、将来のカバーについての未収保険料は、将来のカバーについての関連する負債から分離可能な総額の資産ではない。

BC100 さらに、保険契約から生じた権利及び義務をともに財政状態計算書に表示するという要

求は、保険業界内と他の業界との両方の比較可能性を大きく改善することになる。また、この比較可能性の改善は、財務諸表利用者にとっての理解可能性を大きく改善すると見込まれる。

リスク軽減オプションの適用可能性 (B116 項)

修正案

BC101 本公開草案は、いくつかの種類のリスク軽減の会計処理に関する IFRS 第 17 号の B115 項から B116 項における選択肢を拡張することを提案している。この選択肢は、企業が、通常は契約上のサービス・マージンを修正する直接連動有配当保険契約に対する金融リスクの影響の変動の一部又は全部を、純損益に直ちに反映することを認めるものである。企業は、それらの金融リスクをデリバティブを使用して軽減し、IFRS 第 17 号の B116 項の条件を満たす場合に、かつ、その場合にのみ、その選択肢を適用することができる。この例外を設けないと、変動手数料アプローチは、企業が保険契約における金融リスクを軽減するためにデリバティブを使用する場合に、会計上のミスマッチを生じさせることになる。具体的には、

- (a) デリバティブの公正価値の変動は、IFRS 第 9 号を適用して純損益に認識される。
- (b) リスクがデリバティブによって軽減された保険契約の変動は、IFRS 第 17 号の第 45 項を適用して、契約上のサービス・マージンの修正となる。

BC102 本公開草案の B116 項の修正案は、企業が直接連動有配当保険契約についての金融リスクを、保有している再保険契約を使用して軽減する場合に利用可能とするように、その選択肢を拡張することになる。

BC103 当審議会は、この修正の結果としての追加的な開示は必要ないであろうと結論を下した。IFRS 第 17 号の B115 項から B116 項に関連した既存の開示で十分だからである。

要求事項を変更する論拠

BC104 一部の企業は、企業が発行する直接連動有配当保険契約をカバーする再保険契約を購入する。それらの再保険契約は、非金融リスクと金融リスクの両方を再保険者に移転する。

BC105 保有しているすべての再保険契約は、IFRS 第 17 号の一般的な測定 of 要求事項を適用して会計処理される。デリバティブに関しての以前のフィードバックと同様に、利害関係者は、次の理由で会計上のミスマッチが生じるという懸念を示した。

- (a) 保有している再保険契約における金融リスクから生じる変動は、IFRS 第 17 号の第 87 項を適用して純損益に認識される。
- (b) 基礎となる直接連動有配当保険契約における金融リスクから生じる変動は、IFRS 第 17 号の第 45 項を適用して契約上のサービス・マージンの修正となる。

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

BC106 当審議会は、保有している再保険契約について利害関係者が示した懸念は、以前にデリバティブに関して提起された懸念と同様であることを認識した。識別される会計上のミスマッチは変動手数料アプローチによって生じている。当審議会は、この懸念に対処するために、IFRS 第 17 号の B116 項におけるリスク軽減オプションの範囲を拡張するという IFRS 第 17 号の修正を提案することを決定した。この修正案の帰結として、直接連動有配当保険契約の会計処理は、企業が再保険契約を購入したかどうかに応じて異なる可能性がある。しかし、当審議会は、こうした修正は許容可能であろうと結論を下した。デリバティブについての同様の懸念に対処するために以前に導入された選択肢と整合的だからである。

考慮して棄却した他のアプローチ

BC107 一部の利害関係者は、基礎となる保険契約が直接連動有配当保険契約である場合に、保有している再保険契約を変動手数料アプローチを使用して会計処理する選択をすることを企業に認めることによって、審議会は保有している再保険契約についてのこの会計上のミスマッチを解決できると提案した。当審議会はこの提案に同意しなかった。変動手数料アプローチは、実質的に投資関連サービス契約である保険契約を発行する企業が稼得する利益が、資産管理契約を発行する企業が稼得する利益と同様に会計処理されるようにするように特に設計されたものだからである。企業が再保険契約を購入する場合には、資産管理サービスを提供しておらず、むしろ保険カバーを受けている。

BC108 一部の利害関係者は、リスク軽減オプションは、企業が金融リスクを軽減するためにデリバティブ以外の金融商品（例えば、債券）を使用する場合にも適用すべきであると提案した。当審議会はこの提案に同意しなかった。リスク軽減オプションは、直接連動有配当保険契約とデリバティブとの間に、変動手数料アプローチの導入により生じる具体的な会計上のミスマッチに対処するように設計されたものだからである。より幅広いリスク軽減活動を扱うことは意図されていなかった。当審議会は、IFRS 第 9 号と IAS 第 39 号が一般的なヘッジ会計の要求事項を含んでいて、IAS 第 39 号が、企業が一部の会計上のミスマッチに対処できるようになる可能性のある具体的な「マクロヘッジ会計」（金利リスクのポートフォリオ・ヘッジに関する公正価値ヘッジ会計）の要求事項を含んでいることにも留意した。

BC109 一部の利害関係者は、リスク軽減オプションを、企業が一部の保険金融収益又は費用をその他の包括利益に認識するという IFRS 第 17 号の第 88 項における選択肢を適用する場合に生じる可能性のある、認知されている会計上のミスマッチに対処するために追加すべきであると提案した。それらのミスマッチは、直接連動有配当保険契約以外の保険契約と直接連動有配当保険契約の両方について生じる可能性がある。当審議会は、この提案に同意しなかった。企業は当該オプションを適用しないことによって、そうしたミスマッチを避けることができるからである。

IFRS 第 17 号の発効日及び IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号の一時的免除（C1 項及び [案] IFRS 第 4 号の修正）

修正案

- BC110 IFRS 第 17 号の C1 項を適用して、企業は IFRS 第 17 号を 2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを要求されている。企業は IFRS 第 17 号をその日より前に適用することを選択できるが、それは IFRS 第 9 号及び IFRS 第 15 号も適用する場合のみである。
- BC111 2016 年 9 月修正の IFRS 第 4 号は、次のことを認めている。
- (a) 支配的な活動が保険に関連している企業について、IFRS 第 9 号の適用を 2021 年まで延期すること
 - (b) 保険契約のすべての発行者について、IAS 第 39 号ではなく IFRS 第 9 号が IFRS 第 4 号とともに適用される場合に生じる可能性のある追加的な会計上のミスマッチ及びボラティリティから生じた金額を、純損益ではなく、その他の包括利益に認識すること
- BC112 本公開草案は、IFRS 第 17 号の修正及び関連する IFRS 第 4 号の修正を次のように提案している。
- (a) IFRS 第 17 号の C1 項の修正案は、IFRS 第 17 号の発効日を 1 年延期して、企業が IFRS 第 17 号を 2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを要求されるようにする。さらに、本公開草案は、IFRS 第 17 号の C1 項における IFRS 第 15 号への言及を削除することを提案している。IFRS 第 15 号は 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用しなければならないからである。
 - (b) IFRS 第 4 号の第 20A 項の修正案は、IFRS 第 9 号の一時的免除を 1 年延長して、この免除を適用する企業が IFRS 第 9 号を 2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを要求されるようにする。

要求事項を変更する論拠

- BC113 一部の利害関係者は、IFRS 第 17 号の導入は重大な課題であるので、IFRS 第 17 号の発効日を延期すべきであるという見解を示した。当審議会は、この見解を検討したが、納得はしなかった。企業が IFRS 第 17 号を適用する際の課題は、発効日を設定する際に考慮していたからである。したがって、当審議会は、IFRS 第 17 号が公表された 2017 年 5 月と企業が IFRS 第 17 号を導入するための 2021 年 1 月 1 日という発効日との間に十分な時間を与えた。
- BC114 IFRS 第 17 号の発効日を 1 年延期するという当審議会の決定は、次の両者の間のバランスを反映している。
- (a) IFRS 第 17 号の考え得る修正を検討するという 2018 年 10 月の当審議会の決定によって生じた不確実性を考慮して、IFRS 第 17 号の発効日に関して確実性を提供すること

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

- (b) IFRS 第 17 号の導入を以下の理由でできるだけ早く要求すること
 - (i) IFRS 第 17 号は、保険契約の既存の会計実務における多くの不備に対処するために緊急に必要とされている基準である。
 - (ii) 基準の発効日の過度の遅延は、特に導入プロジェクトが進んでいる企業について、作業量とコストを増大させることになる。

BC115 当審議会は、IFRS 第 9 号の一時的免除を延長して企業が IFRS 第 9 号と IFRS 第 17 号の最初の適用を同時に行えるようにすることに便益があるという利害関係者の見解に留意した。当審議会は、一時的免除をそれ以上延長することには消極的であった。一部の企業（金融資産を多額に保有している企業を含む）が IFRS 第 9 号を最初に適用するのが IFRS 第 9 号の公表から 8 年後で、IFRS 第 9 号を他の企業が最初に適用してから 4 年後となることを意味するからである。しかし、BC111 項(a)に示した保険者についての IFRS 第 9 号の延期を過去に生じさせた理由と同じ理由で、当審議会は、結局のところ、その救済を利用可能とする期間を 1 年延長して保険者が IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に適用できるようにすることの便益が、保険者が IFRS 第 9 号を適用することにより生じる情報の改善が追加的に 1 年遅延することの不利益を上回ると考えた。

BC116 当審議会は、IFRS 第 9 号の発効日のこれ以上の延期は、特に予想信用損失に関してのより堅牢な開示がない中では、望ましくないことに留意した（IFRS 第 4 号に関する結論の根拠の BC271 項から BC272 項参照）。IFRS 第 9 号の一時的免除の期間を延長することは、次のような結果となる。

- (a) 多くが金融資産の多額の保有者である一部の保険者による、特に信用リスクに関しての、より良い情報の提供を遅らせる。
- (b) 金融商品について異なる基準が引き続き存在し使用されることにより、保険者どうし及び保険者と他の企業との比較をする財務諸表利用者にとっての複雑性が継続する結果となる。

検討して棄却した他のアプローチ

BC117 IFRS 第 17 号の適用開始時に、企業は適用開始日の直前事業年度について保険契約に関する比較情報を再表示することを要求される。当審議会は、IFRS 第 17 号の発効日を延期するのではなく、企業が IFRS 第 17 号の適用開始時に修正後の比較情報を表示しないことを当審議会が認めることが考えられるという一部の利害関係者からの提案を検討した。一部の利害関係者は、比較年度の情報を含めることは比較情報において会計上のミスマッチを生じさせるという見解も示した。企業は IFRS 第 9 号を最初に適用する際に事後的判断を使用せずに可能である場合にしか、比較情報を提供することを認められないからである。当審議会は、企業が IFRS 第 17 号の適用開始時に、修正後の比較情報を表示しないことを認めるべきであるという提案に同意しなかった。当審議会は、IFRS 第 17 号の適用開始時の保険契約に関する比較情報の修正再表示を、IFRS 第 17 号を最初に適用することの影響を財務諸表利用者が評価できるようにするために必要と

考えているからである。当審議会が IFRS 第 17 号の公表時に述べたとおり、当審議会は、従前の会計実務の多様性と IFRS 第 17 号で導入される変更の範囲とを考慮して、比較情報の修正再表示を特に重要と考えている。さらに、企業は IFRS 第 9 号を適用して比較情報を修正再表示することが認められており、事後的判断を使用せずに修正再表示ができるように情報の収集を開始する機会を有しているため、会計上のミスマッチを避けることができる。

BC118 一部の利害関係者は、たとえ事後的判断を使用せずに IFRS 第 9 号を適用して比較情報を修正再表示できる場合でも、IFRS 第 9 号の経過措置は、比較対象期間中には存在していたが適用開始日前に認識の中止が行われた金融商品に企業が IFRS 第 9 号を適用することを禁止しているという懸念を示した。彼らは、そのような金融商品に IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号を適用する選択を企業に認めるように当審議会が IFRS 第 9 号を修正することを提案した。当審議会は、IFRS 第 9 号の経過措置は IFRS 第 9 号が開発されていた時に行われた利害関係者からの要望に対応していることに着目した。IFRS 第 9 号の強制発効日の後に当該基準の経過措置に追加的な選択肢を加えることは、比較可能性の低下を生じさせ、意図しない結果を生む可能性がある。したがって、当審議会はこの提案に同意しなかった。

経過的な修正及び救済措置（C3 項(b)、C5A 項、C9A 項及び C22A 項）

BC119 本公開草案は、IFRS 第 17 号を初めて適用する企業に対して、次の点について、追加の経過的な修正及び救済措置を提供する修正を提案している。

(a) 決済期間において取得した契約の分類（BC120 項から BC124 項）

(b) 直接連動有配当保険契約についてのリスク軽減（BC125 項から BC133 項）

決済期間において取得した契約の分類

修正案

BC120 保険事故に対する保険金の決済に関連する負債は、一般的には発生保険金に係る負債として扱われる。しかし、企業が保険契約を保険事故が発生した後に取得し、それが決済される金額が不確定である場合には、IFRS 第 17 号は、当該保険事故に対する保険金の決済に関連する負債を残存カバーに係る負債として分類することを企業に要求している。取得する企業にとっては、保険事故は当該保険金請求の最終的なコストの決定である。

BC121 本公開草案の C9A 項は、修正遡及アプローチに対する追加的な修正を提案している。企業が移行日前に取得したこのような保険契約に係る負債を、残存カバーに係る負債ではなく発生保険金に係る負債として分類することを認めるものである。修正遡及アプローチに関する他の要求事項と整合的に、企業は、遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を有していない範囲で、この修正を適用することが認められる。本公開草案の C22A 項は、公正価値アプローチを適用する企業は、このような負債を發

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

生保険金に係る負債に分類する選択肢を有すると提案している。

BC122 本公開草案の C9A 項及び C22A 項における修正案の結果として、追加的な開示は提案していない。IFRS 第 17 号の第 115 項は、移行日における保険契約の測定をどのように決定したのかを説明することを企業に要求している。移行金額を決定する際に使用した方法及び適用した判断の性質及び重大性を財務諸表利用者が理解できるようにするためである。

要求事項を変更する論拠

BC123 当審議会は、修正遡及アプローチにおける要求事項を、過大なコストや労力を伴わずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用して可能な、遡及適用に最も近い結果を達成するために設定している。それぞれの修正は、遡及適用することが実務上不可能であることが多いであろうと当審議会が予想した要求事項の具体的な領域を扱っている。

BC124 IFRS 第 17 号の公表以来、当審議会は、企業が移行日前の決済期間において取得した契約を、残存カバーに係る負債又は発生保険金に係る負債のいずれかに分類することが実務上不可能となることが多いであろうという声を聞いている。それらの契約が取得された時点で、企業が当該契約に係る保険金請求を自らが発行した他の契約とともに管理していて、発行した契約からの保険金請求と取得した契約からの保険金請求とを区別するために要求されるレベルよりも高いレベルでデータを収集している場合がある。当審議会は、修正遡及アプローチにおける既存の要求事項及び公正価値アプローチにおける救済措置が、この課題を解決していないことに留意した。したがって、当審議会は、IFRS 第 17 号への移行について新たな個別の修正及び新たな救済措置を提案すべきであると結論を下した。

直接連動有配当保険契約についてのリスク軽減

修正案

BC125 IFRS 第 17 号の B115 項は、金融リスクが直接連動有配当保険契約に与える影響の変動の一部又は全部を反映するための会計方針の選択肢を企業に与えている。これは通常は契約上のサービス・マージンを修正するものを純損益に直ちに反映するものである。企業がこの選択肢を提供できるのは、企業がそれらの金融リスクをデリバティブを使用して軽減していて、IFRS 第 17 号の B116 項の条件を満たす場合（又は本公開草案の B116 項における修正案を適用して、当該金融リスクを保有している再保険契約を使用して軽減している場合）であり、かつ、その場合のみである。IFRS 第 17 号の C3 項(b)を適用する場合、企業はこのリスク軽減オプションを適用開始日前の期間に適用することが認められない。そこで適用すると事後的判断の使用のリスクを生じさせることになるため当審議会は判断したからである。

BC126 本公開草案は、リスク軽減オプションに関する経過措置の 2 つの修正を提案している。

(a) IFRS 第 17 号の C3 項(b)に対する修正案は、企業が IFRS 第 17 号の B115 項にお

ける選択肢を、適用開始日ではなく移行日から将来に向かって適用することを認めるものである。IFRS 第 17 号の B115 項における選択肢を移行日から適用するためには、企業はリスク軽減関係を移行日以前に指定することが必要となる。

(b) 本公開草案の C5A 項は、IFRS 第 17 号を保険契約グループに遡及適用できる企業は、下記の場合に、かつ、その場合にのみ、それに代えて公正価値アプローチを当該グループに適用することを認めることを提案している。

(i) 企業が IFRS 第 17 号の B115 項におけるリスク軽減オプションを当該グループに移行日から将来に向かって適用することを選択し、かつ、

(ii) 移行日前に、企業が当該保険契約グループから生じる金融リスクを軽減するために、デリバティブ又は保有している再保険契約を使用している。

BC127 当審議会は、それらの修正の結果としての追加的な開示は必要ないであろうと結論を下した。IFRS 第 17 号の第 114 項から第 116 項における開示が、すでに企業に対し、移行日における保険契約の測定をどのように決定したのかを説明することを要求しているからである。

要求事項を変更する論拠

BC128 一部の利害関係者は、IFRS 第 17 号の B115 項におけるリスク軽減オプションの遡及適用を認めることにより、IFRS 第 17 号の適用開始日の前後における情報の比較可能性が高まるであろうと述べた。当審議会の考えでは、企業がリスク軽減オプションを IFRS 第 17 号の適用開始日の前と後に行われるリスク軽減活動に対して首尾一貫して適用することを認めることにより、報告期間どうしの比較可能性が高まる可能性があり、したがって、財務諸表利用者に有用な情報を提供する可能性がある。しかし、リスク軽減オプションは保険契約グループにおける特定のリスクに適用できるものであるため、このオプションの遡及適用を認めることは、事後的判断の使用のリスクを生じさせ、企業が判明している会計上の結果に基づいて当該オプションを適用するリスク軽減関係を決定する機会を作り出すことになる。したがって、当審議会は、企業にリスク軽減オプションの遡及適用を認めるべきであるという利害関係者からの提案に同意しなかった。

BC129 企業にリスク軽減オプションの遡及適用を認めないと結論を下しはしたが、当審議会は、IFRS 第 17 号の適用開始日の前後におけるリスク軽減活動の取扱いにおける首尾一貫性の欠如に関する利害関係者の懸念に対処することを図った。当審議会は、リスク軽減オプションは選択肢なので、企業はこの不整合を避けることができることに留意した。しかし、当審議会は、一部の企業が、意図したとおり、直接連動有配当保険契約とデリバティブとの間の所定の条件を満たす会計上のミスマッチに対処するためにリスク軽減オプションの使用を望んでいることを理解した。その結果、当審議会は、代替的なアプローチにより、企業が事後的判断の使用のリスクを生じさせずにミスマッチを回避することが可能になるのかどうかを検討した。

BC130 当審議会は、企業が事後的判断の使用のリスクを生じさせずに、リスク軽減オプション

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

を IFRS 第 17 号の適用開始日より早い日から適用することは可能であるはずであると結論を下した。したがって、IFRS 第 17 号を適用する最初の報告期間と修正再表示後の比較情報との間の不整合に関する懸念に対処するため、当審議会は、将来に向かって適用する場合には、企業がリスク軽減オプションを比較対象期間において適用することを認めることを決定した。当該オプションを将来に向かって適用するには、企業が当該オプションを適用するリスク軽減関係を移行日以前に指定することが要求される。

BC131 当審議会は、IFRS 第 17 号における公正価値移行アプローチを使用する企業は、次のような状況を避けていることにも留意した。それは、リスク軽減のために使用されているデリバティブの公正価値の変動が期首の利益剰余金又は資本に反映されるが、対応する保険契約の変動は契約上のサービス・マージンに反映されるという状況である。移行日において、デリバティブの公正価値は将来キャッシュ・フローに関する予想のみを含むことになる。公正価値アプローチでは、移行日現在の保険契約の公正価値も将来キャッシュ・フローに関する予想のみを含むことになる。デリバティブに係る過去の利得又は損失及び金融リスクの過去の変動が保険契約に与えた影響は、期首の利益剰余金に反映されることになる。しかし、IFRS 第 17 号の既存の要求事項を適用すると、企業は IFRS 第 17 号を遡及適用することが実務上不可能である場合にしか公正価値アプローチを適用することが認められない。

BC132 当審議会の考えでは、IFRS 第 17 号の遡及適用は、IFRS 第 17 号への移行時及び将来の報告期間の両方において保険契約に関する最も有用な情報を提供する。しかし、当審議会は、リスク軽減活動を有する企業に遡及適用ではなく公正価値アプローチの適用を認めるとした場合には、情報の喪失は許容可能なものであろうと結論を下した。当審議会は、それらの企業は、IFRS 第 17 号の C3 項(b)が IFRS 第 17 号の B115 項の適用を禁じているため完全遡及アプローチを適用できないことに留意した。さらに、当審議会は公正価値アプローチも有用な情報を提供するものと見ている。しかし、当審議会は、この修正案を適用できる保険契約グループを限定することを決定した。修正案は、リスク軽減に関しての利害関係者の懸念が当てはまる契約のみを扱うことを意図したものである。

BC133 当審議会は、企業が IFRS 第 17 号の B115 項におけるリスク軽減オプションを IFRS 第 17 号の B116 項の条件を満たすすべてのリスク軽減関係に適用する場合に、かつ、その場合にのみ、当該オプションを遡及適用することを認めるように IFRS 第 17 号を修正するという利害関係者による提案を検討した。原則的には、これは機会主義的な選択に関する懸念に対処することになるが、当審議会は、このような修正は適切ではないであろうと結論を下した。このようなアプローチの実務における完全性を評価することは可能ではないからである。歴史的に、他のどの IFRS 基準も、IFRS 第 17 号の B116 項で定めているようなリスク軽減関係を文書化することを要求していなかった。

検討して棄却した他の経過的修正

BC134 当審議会は、IFRS 第 17 号への移行時における懸念及び課題に対処するために利害関係

者が提案した以下の修正を受け入れなかった。

- (a) IFRS 第 17 号への移行時に利用可能な選択肢を削減する (BC135 項から BC136 項)。
- (b) 移行時にその他の包括利益の累計額を変更する (BC137 項から BC138 項)。
- (c) 修正遡及アプローチを以下により拡張する。
 - (i) 合理的で裏付け可能な情報を使用するという要求事項の削除 (BC139 項から BC141 項)
 - (ii) 企業が自己流の修正を開発することを認めること (BC142 項から BC143 項)
 - (iii) 発生したことが判明しているキャッシュ・フローについての修正の変更 (BC144 項)
 - (iv) 直接連動有配当保険契約についての修正の変更 (BC145 項から BC146 項)

IFRS 第 17 号への移行時に利用可能な選択肢の削減

BC135 IFRS 第 17 号の C5 項を適用して、企業は、完全遡及の適用が実務上不可能な場合に、かつ、その場合にのみ、保険契約グループに修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチのいずれかの適用を選択できる。さらに、公正価値アプローチを適用する場合、企業は要求事項の所定の側面に関しての選択が認められる。一部の利害関係者は、この経過措置の選択制から生じる比較可能性の低下に関する懸念を示した。当審議会は、この経過措置の選択制により比較可能性の欠如が生じることを認識した。しかし、当審議会は、提供されている選択肢は適切であると結論を下した。遡及適用が実務上不可能な場合に修正遡及アプローチと公正価値アプローチとの間の選択を認めることにより、企業が過大なコストや労力を伴わずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用して遡及適用に近い結果を達成することが可能となる。しかし、企業が修正遡及アプローチにおける認められた修正の多くを使用することが必要となる場合には、公正価値アプローチの使用と比較して、当該アプローチの適用のコストが便益を上回る可能性がある。

BC136 当審議会の考えでは、企業の IFRS 第 17 号への移行を助けるための実務上の一回限りの救済を提供することは、限定的な期間での比較可能性の限定的な喪失に見合う価値がある。したがって、当審議会は、経過措置における利用可能な選択肢を削除する提案には同意しなかった。導入のこの段階では過度の混乱を生じさせる可能性が高いからである。当審議会は、経過的な選択肢によって生じる比較可能性の低下は、履行キャッシュ・フローの現在の価値による測定に影響を与えないことに留意した。当審議会はさらに、企業は使用した移行アプローチについての開示の提供を要求されていることに留意した。財務諸表利用者が企業間の比較を行い、使用された経過的な救済措置と報告された情報にそれらがどのように影響を与えているのかを理解することを支援するためである。

移行時のその他の包括利益累計額の変更

BC137 IFRS 第 17 号の第 88 項から第 89 項は、企業が保険金融収益又は費用を純損益とその他の包括利益に分解することを認めている。当審議会は、移行時のその他の包括利益における累計額の決定に関する単純化を IFRS 第 17 号に含めることを決定した。所定の条件が満たされることを条件に、当該金額がゼロであると企業が仮定することを認めるか又は要求することによるものである。一部の利害関係者は、移行時において、保険契約についてその他の包括利益に累積された金額に対応して、金融資産についてその他の包括利益に累積された金額があるべきであると提案した。利害関係者は次のようなアプローチを提案した。

- (a) IFRS 第 9 号を適用して会計処理する金融資産のうち保険契約に関連するものについて、その他の包括利益の累計額をゼロとみなす。
- (b) その他の包括利益における保険金融収益又は費用の累計額を、IFRS 第 9 号を適用して会計処理する金融資産のうち保険契約に関連するものについて生じたその他の包括利益の累計額と同額とみなす。このアプローチは、直接連動有配当保険契約についての IFRS 第 17 号の C19 項(b)(iv)の要求事項と同様となる。そこでは、その他の包括利益の累計額を、基礎となる項目についてその他の包括利益に認識した累計額と同額とみなすことを企業に要求している。

BC138 当審議会は、IFRS 第 9 号又は IFRS 第 17 号の経過措置を修正すべきであるという BC137 項における提案に同意しなかった。その理由は、

- (a) どちらの修正提案も、どの資産が保険契約に関連するのかを決定する際に、潜在的な主観性を伴う。
- (b) どちらの修正提案も、IFRS 第 17 号の要求事項の遡及適用に十分に近いとは当審議会在が考えないような結果を生じる可能性がある。
- (c) BC137 項(a)に記述した IFRS 第 9 号の修正提案は、このアプローチを選択する保険者と IFRS 第 9 号をすでに適用している他の企業との間の比較可能性を低下させることになる。当審議会は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関してその他の包括利益に累積された金額は、予想信用損失に関連する金額を含んでいることにも留意した。したがって、移行時に累計額をゼロに設定することは、将来の期間における予想信用損失の会計処理に影響を与えることになる。
- (d) BC137 項(b)に記述した IFRS 第 17 号の修正提案は、将来の期間において純損益に認識される保険金融収益又は費用が、企業が保険契約に関連するものと判断した移行日現在で保有している資産についての過去の割引率を反映することを意味する。当審議会の考えでは、その過去の割引率を使用することは、有用な情報の著しい喪失を生じる可能性がある。どの資産が保険契約に関連するのかを決定する際に潜在的な主観性があり、また、異なる資産を保有する企業の間での保険契約についての比較可能性が低下することとなるからである。

修正遡及アプローチの使用

合理的で裏付け可能な情報を使用するという要求の削除

- BC139 修正遡及アプローチの目的を達成するため、企業は IFRS 第 17 号の C9 項から C19 項における修正のそれぞれを、遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報がない範囲でのみ使用することが認められている。それぞれの修正を使用するためには、企業は当該修正を適用するために必要な合理的で裏付け可能な情報を有していなければならない。それを有していない場合には、企業は保険契約グループに公正価値アプローチを適用することを要求される。
- BC140 一部の利害関係者は、移行時に追加の運用可能な救済を提供するため、修正遡及アプローチを使用する企業に、たとえ関連する IFRS 第 17 号の要求事項を遡及適用できる場合であっても、当該アプローチにおいて利用可能な修正をどれでも使用することを認めるべきであると提案した。当審議会は、この提案が相当のコスト軽減を提供し得ることを認識した。しかし、当審議会は、この選択制は修正遡及アプローチの目的に反すると考えた。IFRS 第 17 号の諸側面の遡及適用は、移行日の前後に発行された契約の間での比較可能性を最大化する。
- BC141 一部の利害関係者は、修正遡及アプローチを使用する企業に、ある修正を適用するための合理的で裏付け可能な情報を有しているかどうかの評価をせずに当該修正を使用することを認めるべきであると提案した。そのような修正は、ある修正を適用するために使用する情報が合理的で裏付け可能であることを立証する負担をなくすことになる。当審議会は、企業は合理的で裏付け可能な情報を使用すべきであるという考えであるため、この提案に同意しなかった。

企業が自己流の修正を開発することを認める

- BC142 IFRS 第 17 号の C9 項から C19 項における修正は、遡及適用への近似を提供する。一部の利害関係者は、企業が遡及適用に最も近い考え得る結果を達成すると考える自己流の修正を開発することを認めるべきであると提案した。当審議会はこの提案に同意しなかった。仮にこれを認めたとすると次のようになるからである。
- (a) 企業が、遡及適用に十分近いとは当審議会が考えないであろう結果を生じるような修正を使用する可能性がある。当審議会は、追加の具体的な修正についての利害関係者の提案を検討することはやぶさかではなく、提案された唯一の具体的な修正は、決済期間において取得した保険契約に関するものであったことに留意した (BC120 項から BC124 項で議論した修正案を参照)。
- (b) 企業が、財務諸表利用者にとって、比較可能性を低下させ、複雑性を増大させるような異なる修正を使用する可能性がある。

- BC143 当審議会は、一部の利害関係者がこの提案をしたのは、IFRS 第 17 号に所定の修正を含めることは、企業は IFRS 第 17 号を遡及適用する際に見積りを行うことができないこ

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

とを含意すると誤って考えたことによるものであることに留意した。当審議会は、IAS 第 8 号の第 51 項が、遡及適用における見積りの必要性を具体的に認めており、この項は、IFRS 第 17 号を初めて適用する企業に対して、他の IFRS 基準を初めて適用する企業に対してと同様に適用されることに留意した。当審議会は、修正遡及アプローチにおいて所定の修正を適用する際に、見積りが必要とされることが多いことにも留意した。

発生したことが判明しているキャッシュ・フローについての修正の変更

BC144 IFRS 第 17 号の C12 項は、保険契約グループの当初認識の日における将来キャッシュ・フローの見積りに関する修正を提供している。一部の利害関係者は、この修正は、発生したことが判明している実際のキャッシュ・フローの正確な金額を企業が識別することを要求するものであり、これは多くの場合に実務上不可能であるか又は少なくとも煩雑となるという懸念を示した。当審議会は、こうした懸念に対処するための修正は必要ないと結論を下した。BC143 項で説明したように、当審議会は、修正遡及アプローチにおいて所定の修正を適用する際に、見積りが必要となることが多いと予想している。

直接連動有配当保険契約についての修正の変更

BC145 IFRS 第 17 号の C17 項は、直接連動有配当保険契約について移行日現在の契約上のサービス・マージンの決定に関する修正を提供している。この修正は、移行日現在の契約上のサービス・マージンの帳簿価額を、IFRS 第 17 号の C11 項から C16 項における修正よりも直接的な方法で決定する。このより直接的な方法で契約上のサービス・マージンを決定することは、契約上のサービス・マージンが変動手数料アプローチで再測定される範囲により、可能である。

BC146 一部の利害関係者は、企業が IFRS 第 17 号の C11 項から C16 項における修正を直接連動有配当保険契約に適用できるようにすべきであると提案した。当審議会はこの提案に同意しなかった。このような契約にそれらの修正を適用することで、IFRS 第 17 号の C17 項を適用して達成されるのと同様に遡及適用に近い結果を達成する可能性は非常に低いからである。

軽微な修正

BC147 BC9 項から BC146 項に記述した修正案に加えて、当審議会は、IFRS 第 17 号の文案作成が当審議会の意図した結果を達成していないいくつかのケースに対処するための軽微な修正を提案している。当審議会は、考え得る文案作成の改善の包括的レビューを実施しておらず、実施する意図はない。BC149 項から BC163 項は、本公開草案で提案している軽微な修正のそれぞれを説明している。

BC148 さらに、当審議会は、IFRS 第 17 号のいくつかの編集上の訂正を識別し、本公開草案に含めている。例えば、

- (a) IFRS 第 17 号の第 27 項に変更を加えて、関連する保険契約グループが認識される前に支払われた保険獲得キャッシュ・フローについて「又は負債」を削除してい

る。このような金額は常に資産であるからである。

- (b) IFRS 第 17 号の第 45 項、第 48 項、第 50 項、B104 項、B112 項及び B115 項に変更を加えて、本基準が一貫して「基礎となる項目の公正価値に対する企業の持分の金額の変動」に言及するようにしている。

範囲及び裁量権付有配当投資契約 (IFRS 第 17 号の第 11 項(b))

BC149 IFRS 第 17 号の第 11 項(b)は、投資要素が別個のものである場合に、かつ、その場合にのみ、投資要素を主契約である保険契約から分離して、その分離した投資要素に IFRS 第 9 号を適用することを企業に要求している。本公開草案は、分離した構成要素が裁量権付有配当投資契約の定義を満たす場合には、当該要素を IFRS 第 17 号を適用して会計処理すべきである旨を明確化することを提案している。

グループの中の契約の認識 (IFRS 第 17 号の第 28 項)

BC150 IFRS 第 17 号の第 28 項は、ある報告期間において保険契約グループを認識する際に、企業は当該報告期間の末日までに発行した契約のみを含めなければならないと要求している。本公開草案は、「当該報告期間の末日までに発行した契約」を「第 25 項における認識の要件を満たす契約」に置き換えることを提案している。当該保険契約が認識要件を満たした時（これは当該契約の発行時である場合も、そうでない場合もある）にグループに追加される旨を明確化するためである。本公開草案は、IFRS 第 17 号の第 24 項の結果的修正も提案している。利害関係者からの質問に対応して、当審議会は、IFRS 第 17 号の第 28 項とは対照的に、IFRS 第 17 号の第 22 項の意図は、保険契約が認識される時期ではなく発行される時期に言及することであることを確認した。したがって、当審議会は IFRS 第 17 号の第 22 項を修正することを提案していない。

IFRS 第 3 号の範囲に含まれない企業結合 (IFRS 第 17 号の B93 項から B95 項)

BC151 IFRS 第 17 号の第 39 項は、保険契約の移転又は企業結合において取得した保険契約についての契約上のサービス・マージンを決定する際に特定の要求事項を適用することを企業に要求している。本公開草案は、IFRS 第 17 号の B93 項から B95 項において、「企業結合」を「IFRS 第 3 号の範囲に含まれる企業結合」に置き換えることを提案している。それらの項における測定の要求事項が、IFRS 第 3 号の範囲に含まれない企業結合（例えば、共通支配下の企業結合）において取得した保険契約には適用する必要がない旨を明確化するためである。

非金融リスクに係るリスク調整の変動についての損失要素の修正 (IFRS 第 17 号の第 48 項(a)及び第 50 項(b))

BC152 IFRS 第 17 号の第 47 項から第 52 項は、保険契約グループが不利である程度を描写する損失要素の識別を要求している。損失要素の決定は、非金融リスクに係るリスク調整の影響を含むが、IFRS 第 17 号の第 48 項(a)及び第 50 項(b)が言及しているのは将来キャッシュ・フローの見積りの変更のみであり、非金融リスクに係るリスク調整には言及し

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

ていない。本公開草案は、IFRS 第 17 号の第 48 項(a)及び第 50 項(b)の要求事項は、将来キャッシュ・フローの見積りの変更と非金融リスクに係るリスク調整の変動の両方に関連するものである旨を明確化することを提案している。

保険収益及び保険サービス費用から除外された投資要素の開示 (IFRS 第 17 号の第 103 項(c))

BC153 IFRS 第 17 号の第 100 項は、保険契約負債の期首残高から期末残高への調整表の開示を要求している。IFRS 第 17 号の第 103 項(c)は、当該調整表において、保険収益及び保険サービス費用から除外された投資要素を区分して開示することを企業に要求している。本公開草案は、企業は IFRS 第 17 号の第 100 項で要求されている調整表において保険料の払戻しを投資要素から区分して開示することを要求されない旨を明確化することを提案している。

開示要求における非金融リスクに係るリスク調整 (IFRS 第 17 号の第 104 項、B121 項及び B124 項)

BC154 保険契約サービスに関連する金額の開示に関する IFRS 第 17 号の第 104 項並びに保険収益に関する IFRS 第 17 号の B121 項及び B124 項は、非金融リスクに係るリスク調整を他の金額とは区分して識別している。しかし、非金融リスクに係るリスク調整の測定に含まれる金額の中には、それらの各項に示された他の内訳項目において捕捉できるものがある。本公開草案は、二重計算の可能性を防ぐため、「非金融リスクに係るリスク調整に関連する金額を除く」をそれらの項における他の内訳項目の記述に追加することを提案している。

感応度分析の開示 (IFRS 第 17 号の第 128 項から第 129 項)

BC155 IFRS 第 17 号の第 128 項から第 129 項は、保険リスク及び市場リスクについての感応度分析に関する開示要求を設けている。本公開草案は、使用する用語を訂正するため、IFRS 第 17 号の第 128 項から第 129 項における「リスク・エクスポージャー」を「リスク変数」に置き換えることを提案している。

投資要素の定義 (IFRS 第 17 号の付録 A)

BC156 IFRS 第 17 号の付録 A は、投資要素を、保険契約がたとえ保険事故が発生しなかった場合であっても保険契約者に返済することを企業に要求している金額と定義している。IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の BC34 項は、投資要素はすべての状況において保険契約者に支払われる金額であると説明している。この説明は、そのすべてが定義の文言に反映されているわけではない。本公開草案は、IFRS 第 17 号の付録 A における定義を修正して、投資要素とは、保険事故が発生するかどうかにかかわらず、すべての状況において保険契約者に返済することを保険契約が企業に要求している金額であるという当審議会の意図を明確化することを提案している。

貨幣の時間価値に関する変動及び金融リスクに関連する仮定の変更を契約上のサービス・マージンの帳簿価額の変動から除外 (IFRS 第 17 号の B96 項(c))

BC157 IFRS 第 17 号の B96 項(c)は、当期に支払われると見込まれた投資要素と当期に支払われることとなった実際の投資要素との差異から生じる履行キャッシュ・フローの変動を、契約上のサービス・マージンの修正とすることを要求している。本公開草案は、IFRS 第 17 号の B96 項(c)は IFRS 第 17 号の B97 項(a)に記述している差異には適用されない旨を明確化することを提案している。企業は、貨幣の時間価値に関する変動及び金融リスクに関連する仮定に関する変更を純損益又はその他の包括利益に認識することを要求される。

非金融リスクに係るリスク調整の変動 (IFRS 第 17 号の B96 項(d))

BC158 IFRS 第 17 号の第 81 項を適用する場合、企業は非金融リスクに係るリスク調整の変動を保険サービス損益と保険金融収益又は費用とに分解することを要求されない。企業がそのような分解を提供していない場合には、非金融リスクに係るリスク調整の変動の全体を保険サービス損益の一部として含める。IFRS 第 17 号の B96 項(d)は、貨幣の時間価値によって生じた非金融リスクに係るリスク調整の変動を分解する場合の当該変動の処理を扱っていない。本公開草案は、企業がこのような分解を行う場合には、非金融リスクに係る変動についてのみ、IFRS 第 17 号の B72 項(c)で定めている割引率で測定して、契約上のサービス・マージンを修正しなければならない旨を明確化することを提案している。

リスク軽減オプションの使用 (IFRS 第 17 号の B118 項)

BC159 IFRS 第 17 号の B118 項は、企業は IFRS 第 17 号の B115 項におけるリスク軽減オプションの適用を、IFRS 第 17 号の B116 項の条件が満たされなくなる日から停止しなければならないと述べている。本公開草案は、企業は、IFRS 第 17 号の B116 項の条件が満たされなくなる場合に、かつ、その場合にのみ、保険契約グループについて IFRS 第 17 号の B115 項の適用を停止する旨を明確化することを提案している。この明確化は、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなる場合を除いて、企業がヘッジ会計を中止することを認めていない IFRS 第 9 号と整合的である。

保険契約者への融資に関連するキャッシュ・フローの変動を収益から除外 (IFRS 第 17 号の B123 項)

BC160 IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約の中には、融資要素を含むものがある（すなわち、企業は保険契約者に金額を貸し付けて、保険契約者が後で企業に返済することを期待する）。保険契約者への貸付金額及び保険契約者からの返済金額の支払又は受取りは、保険収益を生じさせない。IFRS 第 17 号の B123 項は、これらの金額を、保険収益を生じさせる残存カバーに係る負債の変動から除外していない。本公開草案は、IFRS 第 17 号の B123 項(a)における追加的な除外を提案している。保険契約者への貸付けから生じるキャッシュ・フローによって生じた変動は保険収益を生じさせない旨を明確化するためである。保険契約者に対する貸付金の放棄は、他の保険金と同じ方法で扱われる。

基礎となる項目の変動の取扱い (IFRS 第 17 号の B128 項)

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

BC161 IFRS 第 17 号の第 87 項は、保険金融収益又は費用に、金融リスクに関連する仮定の変更の影響を含めることを企業に要求している。本公開草案は、IFRS 第 17 号の B128 項の修正を提案している。IFRS 第 17 号の目的上、基礎となる項目の変動によって生じた保険契約グループの測定の変動は、貨幣の時間価値の影響及び金融リスクに関する仮定から生じる変動である旨を明確化するためである。そうしないと、基礎となる項目の変動は、直接連動有配当保険契約以外の保険契約の契約上のサービス・マージンの修正となってしまう可能性がある。

IFRS 第 3 号「企業結合」の修正（公開草案の付録 D）

BC162 IFRS 第 3 号の第 15 項は、取得企業が取得した資産及び引き受けた負債を取得日現在で存在している契約条件に基づいて分類することを要求している。救済措置として、IFRS 第 3 号の第 17 項(b)は、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる保険契約について、その要求に対する例外を設けていた。この例外は、取得企業が保険契約を取得日現在ではなく契約の開始日現在の契約条件及び他の要因に基づいて分類することを要求していた。この例外は、企業が IFRS 第 17 号を適用する場合には、もはや適用されない。つまり、保険契約の取得企業は、IFRS 第 3 号の第 15 項の要求事項を他の契約の取得企業と同様に適用することになる。本公開草案は、IFRS 第 3 号の第 64N 項の修正を提案している。企業は IFRS 第 17 号の適用開始日の前に行われた企業結合について IFRS 第 3 号の第 17 項(b)における例外を引き続き使用することができる旨を明確化するためである。

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」、IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 32 号「金融商品：表示」の修正（公開草案の付録 D）

BC163 IFRS 第 17 号は、IFRS 第 7 号、IFRS 第 9 号及び IAS 第 32 項の範囲を、IFRS 第 4 号で定義された保険契約ではなく、IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約に言及するように修正した。本公開草案は、それらの基準における「IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約」を「IFRS 第 17 号で定義されている保険契約及び IFRS 第 17 号の範囲に含まれる裁量権付有配当投資契約」に置き換えることを提案している。IFRS 第 17 号が公表される前のこれらの基準の範囲と整合的に、保有している保険契約は IFRS 第 7 号、IFRS 第 9 号及び IAS 第 32 号の範囲には含まれない旨を明確化するためである。

当審議会が検討して IFRS 第 17 号の修正を提案していない領域

集約レベル（IFRS 第 17 号の第 14 項から第 24 項）

BC164 一般的に、IFRS 基準は、企業が当事者となっている各契約を区分して会計処理することを要求している。保険契約については、他の種類の契約と同様に、企業の権利及び義務は企業が各顧客と締結する各契約によって創出される。しかし、IFRS 基準における一般的アプローチに対する例外として、IFRS 第 17 号は、個々の契約の測定を要求していない。これは、個々の保険契約を測定することは、保険活動（多くの場合、企業がリスクを低減させるために多数の類似した契約を発行することに依存している）に関しての有用な情報を提供しないという当審議会の見解を反映している。

BC165 他方、保険契約をあまりにも高い集約レベルで測定すると、当審議会が根本的に重要と考えている収益性に関する情報を覆い隠してしまう可能性がある。特に、IFRS 第 17 号に関しての当審議会の主要な目的は、企業に次のことを要求することによって、収益性に関する改善された情報を提供するように企業に要求することである。

- (a) 収益性のある契約に係る収益を、サービスが提供されるにつれて認識する。
- (b) 不利な契約に係る損失を、損失が見込まれると企業が判断した時にすぐ認識する。
- (c) 収益性の変化に関する適時な情報を提供する。

BC166 当審議会の考えでは、BC165 項に記述した情報は、契約間で損益を平均したり、異なるレベルの利益を一定の期間にわたり平均したりするよりも、透明性が高く、したがって有用な情報をもたらす。当審議会は、利益及び損失並びに時の経過につれての収益性の変化の報告における透明性は、財務諸表利用者による適時の意思決定を可能にする有用な情報を提供することによって、保険活動についての財務諸表利用者の理解の向上と長期的な金融安定に寄与するであろうと期待している。IFRS 第 17 号の公表前及び公表以降の財務諸表利用者からのフィードバックは、この見解を支持するものである。

BC167 したがって、利害関係者から提起された実務上の考慮事項を認識しつつ、保険契約の収益性に関する有用な情報を提供するため、当審議会は IFRS 第 17 号の第 14 項から第 24 項における集約レベルの要求事項を開発した。それらの要求事項は、企業がリスクを低減させるために多数の類似した契約を発行することに依存することの多い保険活動に関する有用な情報を提供するために保険契約を集約する必要性、財務諸表利用者にとっての有用な情報の喪失を限定すること、IFRS 第 17 号を適用するためにそうでない場合よりも細かいレベルでのデータを維持することが必要となる企業に対する実務上の大きな救済を提供すること、の間に最善の可能なバランスを取っている。

BC168 当審議会は、このアプローチは、保険契約の収益性に関する有用な情報のいくらかの喪失を生じさせる可能性があると認識した。限定的な期間にわたって利益を平均し、損失を利益と平均するというリスクを生じさせる可能性のある実務上の妥協をすでに含んでいるからである。当審議会は、その情報の喪失を当審議会が許容可能と判断した程度に限定するための要求事項を設定した。当審議会は、IFRS 第 17 号の開発の間に、類似した収益性及び類似したカバー期間を反映するための保険契約のグルーピングに対する原則ベースのアプローチを開発していたことに着目した。当審議会の考えでは、当該アプローチは最も有用な情報を提供したであろう。しかし、利害関係者はその原則ベースのアプローチを過度に細かいレベルの情報を要求するものと解釈し、したがって煩雑であると考えていた。利害関係者は、それらの要求事項は実務において相当の不統一を生じるであろうという考えも示した。このフィードバックに対応して、当審議会は当該アプローチを取り下げた。

BC169 当審議会が IFRS 第 17 号の開発中に考慮したフィードバックと整合的に、一部の利害関係者が集約レベルの要求事項に関して懸念を示した。それらの利害関係者は、当審議

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

会が次のように IFRS 第 17 号を修正することを提案した。

- (a) 集約レベルの要求事項を、企業の内部管理を反映するアプローチに置き換える (BC171 項参照)。
- (b) IFRS 第 17 号の第 16 項で定めている収益性バケットの最低数を 3 から 2 (当初認識時において不利である契約と当初認識時において不利ではない契約) に減らす (BC172 項参照)。
- (c) IFRS 第 17 号の第 22 項における年次コホートの要求事項を削除するか、又は一部の保険契約グループについて免除とする (BC173 項から BC179 項参照)。

BC170 BC171 項から BC179 項に示した利害関係者の懸念を再検討した後に、当審議会は、既存の要求事項の便益はコストを上回るという見解を再確認し、それらの事務的負担を緩和するために当審議会が企業に提供し得るどのような追加の救済措置も、IFRS 第 17 号によって導入される便益を著しく減少させる可能性が高いと結論を下した。

内部管理アプローチの反映

BC171 一部の利害関係者は、IFRS 第 17 号の第 14 項から第 24 項におけるすべての集約レベルの要求事項を、企業の内部管理を反映するアプローチ (利害関係者の考えでは、これは原則ベースのアプローチとなる) に置き換えるように当審議会が IFRS 第 17 号を修正することを提案した。当審議会はこの提案に同意しなかった。集約レベルの要求事項の目的は、財務諸表利用者に各期間の財務業績に関する有用で適時な情報を提供することだからである。内部管理アプローチ (例えば、企業の資産負債管理戦略又はリスク管理戦略) には独自の目的があり、BC165 項に記述した当審議会の目的を必ずしも満たさないであろう。

最小限の収益性バケット

BC172 一部の利害関係者は、収益性バケットの最低数を 3 から 2 (当初認識時において不利である契約と当初認識時において不利ではない契約) に減らすように当審議会が IFRS 第 17 号を修正することを提案した。この修正提案は、当初認識時において不利となる可能性が大きい保険契約を、当初認識時において不利ではない他の保険契約と区分してグループ分けするという要求を削除するものである。当審議会の考えでは、当初認識時において不利ではない契約をそうした 2 つのグループにさらに区分することは有用な情報を提供する。その後不利となる契約グループに係る損失が、より適時に認識されるからである。多くの状況では、企業は契約を不利になると予想して発行することはないであろう。むしろ、不利な契約は、当初は収益性があると見込まれた契約グループに関しての予想の事後の変化から生じる。当初認識時において収益性のあるすべての契約について収益性バケットが 1 つだけであると、行われる平均化の量が増大し、予想の不利な変化に対しての弾力性がない契約について生じる損失が、予想の不利な変化に対しての弾力性の高い契約から生じる利益によって吸収されるリスクが増大することになる。これは、損失の認識を著しく遅らせるか、又は不利な契約についての損失が全く認

識されなくなる結果となる。それらの理由により、当審議会は、収益性バケットの最低数を3から2に減らすという利害関係者の提案を棄却した。

年次コホート

BC173 一部の利害関係者は、1年以上離れて発行された契約が同じ収益性バケットに分類されると結論を下すための合理的で裏付け可能な情報を企業が有している場合には、年次コホートの要求事項を廃止するように当審議会が IFRS 第 17 号を修正することを提案した。当審議会はこの提案に同意しなかった。ポートフォリオがその存続期間全体（無期限である可能性がある）にわたり続く3つのグループだけで構成されるとなる可能性があるからである。各グループの契約上のサービス・マージンは、当該グループの中のすべての契約の収益性を当該ポートフォリオの存続期間にわたり平均することになる。さらに、3つの収益性グループのいずれかに置かれた契約が、当該グループの中の他の契約よりも収益性が著しく高いか又は低い可能性がある。これは、グループの中の契約全体で収益を平均することの影響が大幅に増大する可能性があることを意味し、次のような可能性が高まることにつながる。

- (a) ある契約の契約上のサービス・マージンが当該契約のカバー期間（すなわち、企業がサービスを提供する期間）よりも長く続く。
- (b) 一部の契約の継続的な収益性が、一部の契約を不利にする事後の予想の不利な変化を吸収し、収益性の趨勢に関する有用な情報の喪失を生じる結果となる。

BC174 一部の利害関係者、状況によっては、IFRS 第 17 号の第 22 項における年次コホートの要求を適用せずに、当該要求を適用して達成されるのと同じか又は同様の結果を、ずっと少ないコストで達成できるという考えを示した。さらに、一部の利害関係者は、変動手数料アプローチの範囲に含まれる契約グループ、又は基礎となる項目に対するリターンを各世代にまたがって共有する契約グループについて、IFRS 第 17 号の第 22 項における年次コホートの要求を免除するように、当審議会が IFRS 第 17 号を修正することを提案した。このアプローチの支持者は、彼らの考えでは、基礎となる項目に対するリターンを各世代にまたがって共有する一部の契約グループに対して IFRS 第 17 号の第 22 項を適用することは不必要であると説明した。場合によっては、グループが不利となるのはポートフォリオ全体が不利である場合のみだからである。彼らは、こうした状況で年次コホートについて契約上のサービス・マージンを区分して識別することはコストが過大であると考え、彼らの見解では以下の理由で有用でない情報を提供すると考えている。

- (a) 恣意的である。
- (b) 基礎となる項目の公正価値の変動を、不適切に狭い年次コホートのセットに帰属させる可能性がある。

BC175 IFRS 第 17 号に関する移行リソース・グループは、基礎となる項目に対するリターンを各世代にまたがって共有する契約グループの例について議論し、保険契約グループがリ

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

スクを完全に共有する（すなわち、基礎となる項目のプールに対するリターンの 100% を各契約が共有する）場合には、契約上のサービス・マージンはゼロとなると考えた。したがって、IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の BC138 項で説明しているように、契約上のサービス・マージンを年次コホートのレベルよりも高いレベルで測定することは、契約上のサービス・マージンを年次コホートのレベルで測定するのと同じ会計上の結果を達成することになるであろう。当審議会は、このような状況を反映するように IFRS 第 17 号を修正すべきであるという利害関係者の提案に同意しなかった。当審議会の考えでは、この修正は不必要だからである。当審議会は、IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の BC138 項で説明しているとおり、当該要求事項が定めているのは、報告すべき金額であり、当該金額を算出するために使用すべき方法論ではないという見解を再確認した。企業は、年次コホートなしに同じ会計上の結果を達成できるかどうかの結論を下すにあたって判断を適用することが要求され、これには将来の予想についてのすべての考え得るシナリオを考慮して収益性が同じであるかどうかの検討が含まれる。

BC176 IFRS 第 17 号に関する移行リソース・グループは、基礎となる項目のプールに対するリターンを契約が共有する範囲がより少ない（すなわち、100%未満である）契約グループの例についても議論した。BC175 項に記述した例とは対照的に、これらの例では、企業は発行した各契約の期待キャッシュ・フローの影響を受ける可能性がある。契約がリスクを完全には共有していないからである。したがって、それらの契約については、グループのレベルでの契約上のサービス・マージンは、当該グループよりも高いレベルでの契約上のサービス・マージンと異なる可能性がある。

BC177 当審議会は、IFRS 第 17 号の B67 項から B71 項を適用して、保険契約者間でのリターンの世代間共有は履行キャッシュ・フローに反映され、したがって、契約の各世代の契約上のサービス・マージンにも反映されると考えた。しかし、これは必ずしも、契約の各世代が企業にとって等しく収益性があることを意味しない。したがって、それらの契約グループについて年次コホートの要求を廃止することは、より高い利益又はより低い利益を世代にまたがって平均することになり、時の経過に伴う収益性に関する情報の喪失を生じさせる。

BC178 さらに、当審議会は、各年次コホートについて契約上のサービス・マージンを区分して識別することが恣意的だとは考えていない。各年次コホートについての契約上のサービス・マージンには、年次コホートに配分された履行キャッシュ・フローの変動と、基礎となる項目の公正価値リターンの変動に対する企業の持分が含まれる。すべての年次コホートにわたる保険契約者が公正価値リターンを等しく共有する場合であっても、各年次コホートが生み出すリターンに対する企業の持分の金額は、契約条件及び各年次コホートのカバー期間中の経済状況を反映して、異なる可能性がある。例えば、基礎となる項目の公正価値リターンに対する企業の 20%の持分は、カバー期間に公正価値リターンが 5%である期間が含まれる年次コホートについての方が、カバー期間に公正価値リターンが 1%である期間しか含まれていない年次コホートについてよりも、高い金額である。

BC179 当審議会は、契約上のサービス・マージンを年次コホートのレベルで識別することはコストを生じる可能性があることを承知している。しかし、当審議会は、企業が契約の異なる世代から稼得した、より高い利益又はより低い利益に関する情報は、そのようなコストを正当化するのに十分なほど有用な情報であるという見解を引き続き有している。

保有している再保険契約の境界線内にあるキャッシュ・フロー（IFRS 第 17 号の第 34 項及び B61 項から B66 項）

BC180 IFRS 第 17 号は、発行した保険契約（又は保有している再保険契約）グループの測定に当該グループの中の各契約の境界線内のすべての将来キャッシュ・フローを含めることを企業に要求している。企業は保険契約に係る将来キャッシュ・フローを、考え得る結果の全範囲の期待値に基づいて見積る。保有している再保険契約については、将来キャッシュ・フローの当該見積りには、保有している再保険契約でカバーされると企業が見込んでいるすべての保険契約に関連する将来キャッシュ・フローが含まれ、これには企業が発行すると見込んでいる将来の保険契約が含まれる。一部の利害関係者は、保有している再保険契約についての契約の境界の要求事項を当審議会が修正することを提案した。この利害関係者の修正提案は、未だ発行されていない基礎となる保険契約に関連する保有している再保険契約のキャッシュ・フローを、当該基礎となる保険契約が発行されるまで、保有している再保険契約の測定から除外することを要求するものである。

BC181 当審議会は、利害関係者からのこの提案は、IFRS 第 17 号の開発中に当審議会が受け取ったフィードバックと一致しているが、IFRS 第 4 号を適用して使用されることの多い実務（企業が保有している再保険契約を基礎となる保険契約の測定に基づいて測定する）と同様の結果を達成するであろうことに留意した。当審議会は、保有している再保険契約の会計処理は、発行した保険契約の会計処理と整合させるべきであるという見解を再確認した。そのような会計処理には、ある契約から生じる企業のすべての権利及び義務の期待値を、他の契約から生じる企業の権利及び義務の期待値とは独立して測定することが含まれる。再保険契約の保有者としての企業の権利及び義務は、基礎となる保険契約の発行者としての権利及び義務とは異なる。企業が将来において発行すると見込んでいる保険契約をカバーする再保険契約を保有している場合には、企業はそれらの将来の保険契約について再保険カバーを受ける実質的な権利を有している。これと対照的に、企業は将来の保険契約に基づく保険契約者への実質的な権利又は実質的な義務を有さない。

BC182 一部の利害関係者は、IFRS 第 17 号の要求事項は会計上のミスマッチを生み出すという見解を示した。発行すると見込まれる保険契約に関連する期待キャッシュ・フローが、その基礎となる保険契約が発行される前に、保有している再保険契約の契約上のサービス・マージンを決定する際に反映される可能性があるからである。当審議会は、保有している再保険契約及び基礎となる保険契約の帳簿価額の測定は、会計上のミスマッチを生み出さないと考えた。保有している再保険契約が、基礎となる保険契約の一部が認識される前に認識され、当該基礎となる保険契約の再保険に関して支払ったか又は受け取ったキャッシュ・フローがない場合には、保有している再保険契約の帳簿価額には、そ

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

これらの将来の基礎となる契約の再保険に関連するすべての期待キャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローが含まれることになる。保有している再保険契約の当初認識時のキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローとの差額（非金融リスクについて調整後）は、保有している再保険契約資産の帳簿価額の中で契約上のサービス・マージンとして認識される。何らかのキャッシュ・フローが発生し何らかのサービスを受ける前は、保有している再保険契約の帳簿価額は、したがって、ゼロである。

BC183 保有している再保険契約と基礎となる保険契約の帳簿価額の差額は、カバーの提供の相違及びキャッシュ・フローの時期の相違（もしあれば）により生じる。多くの場合、保有している再保険契約に基づく保険カバーは、基礎となる保険契約によって保険カバーが提供されるのと同時に受けることになり、帳簿価額の差異を生じさせない。キャッシュ・フローの相違により生じる帳簿価額の差異は、会計上のミスマッチではない。保有している再保険契約の契約上のサービス・マージンについて、基礎となる保険契約よりも早い期間から、また、異なる割引率で、金利が発生する場合がある。これらの要因から生じる差異も、会計上のミスマッチではなく、契約上のサービス・マージン及び履行キャッシュ・フローに対する貨幣の時間価値の影響の相違を反映したものである。

BC184 さらに、当審議会の考えでは、保有している再保険契約の当初認識時にすべての期待将来キャッシュ・フローを契約上のサービス・マージンの測定に含めることは、企業が、所定の条件に基づいて、発行すると見込んでいる将来の保険契約について再保険者からサービスを受けることに同意した条件を反映する。保有している再保険契約が、企業が発行すると見込んでいる将来の保険契約に関連して実質的な権利も実質的な義務も企業に提供しない場合には、それらの将来の保険契約は、保有している再保険契約の境界線の外となる。IFRS 第 17 号の第 33 項から第 35 項における期待将来キャッシュ・フローについての要求事項は、当該基準の中心的な側面である。当審議会は、これらの要求事項を統合的に（発行した保険契約と保有している再保険契約の両方に）適用すべきでないとする理由はないと考えている。

BC185 当審議会は、このような整合性は既存の実務からの変更となるものであるため、一部の企業にとってコストが生じるであろうことに留意した。しかし、当審議会は、再保険契約の保有者としての企業の権利及び義務を適切に反映することの便益は、それらのコストを上回ると結論を下した。したがって、当審議会は、保有している再保険契約について IFRS 第 17 号における契約の境界線の要求事項を修正するという利害関係者からの提案に同意しなかった。

割引率及び非金融リスクに係るリスク調整の決定における主観性（IFRS 第 17 号の第 36 項から第 37 項）

BC186 IFRS 第 17 号の第 36 項から第 37 項の要求事項は、企業が割引率及び非金融リスクに係るリスク調整を決定する際に達成することを要求される目的を定めている。それらの要求事項は、企業がその結果をどのように達成するのかは規定していない。一部の利害関係者、特に財務諸表利用者は、それらの要求事項の原則ベースの性質により企業間の比

較可能性が制限される可能性があるという懸念を示し、IFRS第17号が実務の変動性を制限する方が良いとした。

BC187 保険契約には、多様な形式、期間及び条件がある。当審議会の考えでは、保険リスクについての割引率及び非金融リスクに係るリスク調整を規則ベースのアプローチを使用し、測定することを企業に要求すると、一部の状況でしか適切でない結果を生じるであろう。割引率及び非金融リスクに係るリスク調整の決定についてのIFRS第17号のアプローチは、状況に対して最も目的適合性の高いインプットを決定する際に判断を適用することを企業に要求し、使用した方法及び適用した判断に関する情報を財務諸表注記において開示することを企業に要求している。IFRS第17号を適用する企業は、すべて同じ測定目的を満たすことを要求される。IFRS第17号の第36項から第37項の要求事項は、恣意的な統一性を課すことなく比較可能性を達成することを図っている。

BC188 割引率及び非金融リスクに係るリスク調整は、測定モデルの中心的な構成要素である。導入がすでに進められている中でその要求事項をより規範的なものとするいかなる変更も、導入を著しく混乱させる可能性が高く、IFRS第17号によって提供される情報の有用性を低下させる可能性がある。

企業の連結グループにおける非金融リスクに係るリスク調整 (IFRS第17号の第37項及びB86項からB92項)

BC189 IFRS第17号の第37項を適用して、企業は将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りを、非金融リスクから生じるキャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の負担に対して企業が要求する補償を反映するように修正する。非金融リスクに係るリスク調整は、企業が当該リスクの負担に対して要求する補償を決定する際に含める分散便益の程度を反映する。

BC190 IFRS第17号に関する移行リソース・グループは、企業の連結グループとして報告する企業における非金融リスクに係るリスク調整の決定について議論した。移行リソース・グループのメンバーは、次のように、異なる見解を有していた。

(a) 一部の人は、保険契約グループについての非金融リスクに係るリスク調整は、発行企業の財務諸表と企業グループの連結財務諸表とで同じでなければならないと考えた。両方の財務諸表セットにおける非金融リスクに係るリスク調整は、非金融リスクから生じるキャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の負担に対して発行企業が要求するであろう補償を反映する。

(b) 他の人は、非金融リスクに係るリスク調整は、発行企業の財務諸表と企業グループの連結財務諸表とで異なって測定される可能性があると考えた。彼らの考えでは、連結財務諸表においては、非金融リスクに係るリスク調整は、非金融リスクから生じるキャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の負担に対して報告企業が要求するであろう補償を反映する。それらの利害関係者は、連結のレベルの相違により報告企業が変わり、したがって、報告企業が要求する報酬も変化する可

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

能性があると指摘した。それらの利害関係者は、同じ親会社の子会社である企業が、非金融リスクに係るリスク調整を決定するために異なるアプローチを使用する可能性があるとも指摘した。

BC191 一部の利害関係者は、BC190 項に記述した異なる見解が実務の不統一を生じさせるという懸念を示した。それらの利害関係者は、企業のグループの連結財務諸表における非金融リスクに係るリスク調整の決定に関しての当審議会の意図を明確化するように当審議会が IFRS 第 17 号を修正することを提案した。

BC192 しかし、当審議会は、非金融リスクに係るリスク調整の決定のこの側面を明確化することは、非金融リスクに係るリスク調整の決定において判断が要求されることを考えると、生じる可能性のあるすべての考え得る差異に対処することにはならないと結論を下した。当審議会の考えでは、この領域で実務が進展する必要がある、必要があれば、当審議会は、IFRS 第 17 号の適用後レビューの一環として、要求事項がどのように適用されているのかを理解するよう努める。

契約上のサービス・マージンの修正を決定するために使用する割引率（IFRS 第 17 号の第 44 項及び B72 項）

BC193 IFRS 第 17 号の第 44 項(c)は、将来のサービスに関する履行キャッシュ・フローの変動について契約上のサービス・マージンを修正することを企業に要求している。当審議会が IFRS 第 17 号を開発した際に考慮したフィードバックと同様、一部の利害関係者は、直接連動有配当保険契約以外の保険契約グループについて生じる差異に関して、次の理由で懸念を示した。

- (a) IFRS 第 17 号の B72 項(a)を適用する場合、履行キャッシュ・フローは現在の割引率で測定される。これに対し、
- (b) IFRS 第 17 号の B72 項(b)を適用する場合、それによる契約上のサービス・マージンの修正は、契約グループの当初認識日に決定された割引率（「ロックイン利率」）で測定される。

BC194 利害関係者は、直接連動有配当保険契約以外の保険契約についての契約上のサービス・マージンの修正を決定するために使用する割引率に関して、IFRS 第 17 号の 2 つの代替的な修正を提案した。一部の利害関係者は、当該修正は基準の適用の事務負担を低減するであろうと示唆したが、他の人々は、履行キャッシュ・フローの測定に使用するのと同じ現在の割引率を使用して契約上のサービス・マージンを測定することが概念的に適切であると述べた。2 つの修正提案は、企業の次のいずれかを要求するものであった。

- (a) 将来のサービスに関する履行キャッシュ・フローの変動についての契約上のサービス・マージンの修正を、現在の割引率を使用して決定する。又は、
- (b) 契約上のサービス・マージンの全体を現在の割引率を使用して再測定する。

BC195 当審議会は、履行キャッシュ・フローと契約上のサービス・マージンは保険契約の測定

の2つの異なる構成要素であることに留意した。履行キャッシュ・フローは、保険契約グループから生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在のリスク調整後の見積りである。これに対して、契約上のサービス・マージンは、企業が保険契約グループについて提供する将来のサービスから生じると見込まれる利益である。あるグループの当初認識時の契約上のサービス・マージンは、見積キャッシュ・インフローと見積キャッシュ・アウトフローとの差額（貨幣の時間価値、非金融リスク及び金融リスクについて調整後）として決定される。それ自体は将来キャッシュ・フローではない。履行キャッシュ・フローの変動が将来のサービスに関するものである場合には、将来のサービスに関連する予想利益が変化する。したがって、そうした見積りの変更により契約上のサービス・マージンが修正される。

BC196 当審議会は、BC194 項(a)に示した提案に同意しなかった。IFRS 第 17 号の開発時に、企業は契約上のサービス・マージンの修正をロックイン割引率を使用して決定すべきであると結論を下したのと同じ理由からである。将来のサービスに関する履行キャッシュ・フローの変動について契約上のサービス・マージンを修正することは、保険契約グループの当初認識時の測定に含める期待将来キャッシュ・フローの取扱いと、その後に保険契約グループの測定に含める期待将来キャッシュ・フローの取扱いとの間の整合性を確保するために必要である。当審議会の考えでは、将来キャッシュ・フローが契約上のサービス・マージンに与える影響を、それらが期待キャッシュ・フローの一部となる時点に応じて異なる割引率で測定することは、利益の測定において不整合を生じさせることになる。さらに、BC194 項(a)の提案は、割引率の変更の影響に関する恣意的な金額が、保険金融収益又は費用ではなく、保険サービス損益に反映される結果となる。当審議会の考えでは、保険金融収益又は費用を保険サービス損益と区分して表示することは、IFRS 第 17 号によって導入される中心的な便益である。

BC197 当審議会は、BC194 項(b)の提案にも同意しなかった。IFRS 第 17 号の開発中に、企業は直接連動有配当保険契約以外の保険契約について、契約上のサービス・マージン全体を現在の割引率を使用して再測定すべきではないと結論を下したのと同じ理由からである。当審議会の考えでは、契約上のサービス・マージンを当初認識日において決定された割引率で測定することは、企業がサービスを提供するにつれて稼得する収益について、当該サービスの契約発行日に設定された価格を反映して、忠実な表現を提供する。契約上のサービス・マージンを現在の割引率を反映するように全面的に再測定とした場合には、認識される収益は、企業が請求する価格を報告日において決定するとした場合に、現在の金利が当該価格に与える影響を反映することになる。

BC198 当審議会は、履行キャッシュ・フローの変動と契約上のサービス・マージンの修正の変動との差額から生じる利益又は損失は、説明するのが困難であるという一部の利害関係者の見解に同意しなかった。当審議会の考えでは、当該利得又は損失は、過去に認識されていて戻し入れるべき保険金融収益又は費用の累計額、あるいは過去に認識されておらず現在認識されている金額に関する情報を提供する。

BC199 当審議회가契約上のサービス・マージンについての要求事項を開発した際に、契約上の

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

サービス・マージンの決定のためのシステムを開発することは、契約上のサービス・マージンがロックイン利率で測定されるのか現在の利率で測定されるのかに関係なく、一部の企業にとって多額のコストとなることを認識した。しかし、当審議会の考えでは、契約上のサービス・マージンの測定及び認識は、IFRS 第 17 号によって導入される基本的な便益である。

保険金融収益及び費用についてのその他の包括利益オプション（IFRS 第 17 号の第 88 項から第 89 項及び B129 項から B133 項）

BC200 IFRS 第 17 号の第 88 項から第 89 項は、当期の保険金融収益又は費用を純損益に含めるか、あるいは保険金融収益又は費用を純損益とその他の包括利益とに分解するの（「その他の包括利益オプション」）の会計方針の選択肢を企業に与えている。一部の利害関係者、特に財務諸表利用者は、財務上の仮定の変更の一部をその他の包括利益に表示することの要求又は禁止を設けずに、選択肢を提供することは、企業間の比較可能性を低下させ、複雑性を増大させる可能性があるという懸念を示した。それらの利害関係者は、IFRS 第 17 号が 1 つの統合的な表示を要求した方が良いと考えた。

BC201 当審議会は、IFRS 第 17 号の第 88 項から第 89 項にある選択肢を認めずに、保険金融収益又は費用の全体を純損益で報告することを企業に要求すれば、企業間の比較可能性は改善するであろうことを認めた。しかし、当審議会は、保険金融収益又は費用を純損益において規則的な配分として表示することは、保険契約収益又は費用の合計を純損益に表示するよりも、一部の契約については有用な情報を提供する可能性がある一方、他の契約については有用性のより低い情報を提供する可能性があるという結論を下した。

BC202 IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の BC44 項で述べたように、当審議会は、同じ法域内の企業は同様の会計方針の選択を行う可能性が高いと結論を下した。類似した契約を発行し、それらの契約について類似した資産戦略を採用している可能性が高いからである。したがって、それらは依然として比較可能である可能性が高い。

企業結合（IFRS 第 17 号の第 39 項、B5 項及び B93 項から B95 項）

BC203 一部の利害関係者は、IFRS 第 3 号の第 15 項の要求事項を適用することは事務上の負担となるという懸念を示した（BC162 項参照）。彼らは、その要求を適用することにより、取得企業の連結財務諸表と被取得企業の財務諸表との間で会計処理に相違が生じることになるとも考えた。それらの利害関係者は、保険契約についての IFRS 第 3 号の第 17 項(b)における従前の例外を復活させ、その例外を強制ではなく任意とするように当審議会が IFRS 第 3 号を修正することを提案した。

BC204 一部の利害関係者は、当審議会が IFRS 第 17 号を開発した際に考慮したフィードバックと同様に、IFRS 第 17 号の B5 項を決済期間において取得した契約に適用することは、既存の実務からの大きな変更であるという懸念も示した。IFRS 第 17 号の第 5 項を決済期間（すなわち、被取得企業が付保した保険事故が発生した後）に取得した契約に適用した場合、取得企業にとっての保険事故は、当該保険金の最終的なコストの決定で

ある。取得企業は、それらの契約について残存カバーに係る負債を認識することになるが、被取得企業は、発生保険金に係る負債を認識する。

BC205 一部の利害関係者は、発行するすべての保険契約に保険料配分アプローチを適用する企業にとっての企業結合についての要求事項に関する特定のコストに留意した。そのような企業にとっては、契約上のサービス・マージンについてのシステムを開発する必要性は、決済期間中に取得した保険契約についてのみ生じる可能性がある。さらに、一部の利害関係者は、提供される情報が誤解を招くもの又は直感に反するものとなる可能性があるという見解を示した。類似した契約が、企業によって発行されたのか契約の決済期間中に企業が取得したのかに基づいて、異なる方法で会計処理されることになるからである。一部の利害関係者は、この要求事項は同一の契約についての収益及び費用が二度認識される結果となる（一度は被取得企業によって、一度は取得企業によって）と考えたと説明した。一部の利害関係者は、企業結合で取得した保険契約を保険事故の決定についての一般的な要求事項から免除するように、当審議会が IFRS 第 17 号を修正すべきであると提案した。

BC206 IFRS 第 3 号の第 17 項(b)における例外は、IFRS 第 4 号のために導入されたものである。IFRS 第 17 号と異なり、IFRS 第 4 号は保険契約の測定についての要求事項を設けていなかったからである。したがって、企業結合の結果として測定の変更を要求することは、IFRS 第 4 号の要求事項と不整合となる。IFRS 第 3 号における例外を削除することによって、IFRS 第 17 号は、保険契約の取得の会計処理を企業結合で取得した他の契約の取得の会計処理と整合させている。取得企業の財務諸表と被取得企業の財務諸表における会計処理の相違は、保険契約に特有のことではなく、IFRS 基準を適用する際に珍しくないことである。他の基準は、IFRS 第 3 号における分類の原則に対する例外を設けていない。例えば、被取得企業が償却原価で測定するものに分類した金融資産は、取得日に取得企業によって評価され、取得企業の連結財務諸表において当該区分への分類には適格とならない可能性がある。当審議会は、IFRS 第 17 号の目的の 1 つは保険会計を他の種類の契約の会計処理と合わせることであったことに留意した。したがって、当審議会は、取得した保険契約についての IFRS 第 3 号における例外を復活させるという利害関係者の提案に同意しなかった。IFRS 第 17 号による修正後の IFRS 第 3 号を適用する場合と比較して、有用な情報の重大な喪失を生じることとなるからである。それは財務諸表の利用者にとっての複雑性を増大させ、他の取引及び他の業種についての要求事項との比較可能性を減少させることになる。

BC207 同様に、当審議会は、企業結合で取得した保険契約について、保険事故の決定に関する一般的な要求事項を免除するという利害関係者からの提案にも同意しなかった。そのようにすると、財務諸表利用者にとっての複雑性を増大させ、他の取引についての要求事項との比較可能性を減少させることになる。企業結合における取得企業は、取得した資産及び負債を、取得日現在で存在している契約条件及び経済状況に基づいて識別する。当審議会は、ある契約が取得企業の観点から保険契約の定義を満たすためには、取得企業が保険契約者に補償する対象となる不確実な将来の事象がなければならないことに留

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

意した。さらに、IFRS 第 3 号の第 59 項は、財務諸表利用者が企業結合の性質及び財務上の影響を評価することを可能にする情報を開示することを企業に要求している。

BC208 しかし、本公開草案は、IFRS 第 17 号の適用開始日の前に行われた企業結合について、企業が IFRS 第 3 号の第 17 項(b)における例外を引き続き使用することができる旨を明確化し（BC162 項参照）、IFRS 第 17 号への移行日の前に決済期間中に取得した保険契約について移行上の救済措置を提案している（BC121 項参照）。

変動手数料アプローチの範囲（IFRS 第 17 号の B101 項）

BC209 直接連動有配当保険契約（変動手数料アプローチの範囲に含まれる契約）は、実質的に、企業が基礎となる項目に基づく投資リターンを約束し重大な保険リスクを引き受ける投資関連サービスである。したがって、IFRS 第 17 号の B101 項は、直接連動有配当保険契約を次のような保険契約として定義している。

- (a) 契約条件で、基礎となる項目の明確に識別されたプールに対する持分に保険契約者が参加する旨を定めている。
- (b) 企業が保険契約者に基礎となる項目に対する公正価値リターンの相当な持分に等しい金額を支払うと予想している。
- (c) 保険契約者に支払う金額の変動の相当な部分が、基礎となる項目の公正価値の変動に応じて変動すると企業が予想している。

BC210 一部の利害関係者は、変動手数料アプローチの範囲に次のものを含めるように拡大するように当審議会が IFRS 第 17 号を修正することを提案した。

- (a) IFRS 第 17 号の B101 項(a)の要件を満たさないことを除いては、直接連動有配当保険契約と経済的に類似したものと一部の利害関係者が考えている保険契約
- (b) 発行した再保険契約（IFRS 第 17 号の B109 項を適用して変動手数料アプローチから明示的に除外されている）

BC211 変動手数料アプローチの範囲は、基礎となる項目に対するリターンに依存する手数料と交換に実質的に投資関連サービスを提供していることから、一般モデルに対する修正が必要と当審議会が考えた契約を識別している。それらの修正は、変動手数料アプローチの範囲に含まれる保険契約についての利益を忠実に表現するように具体的に設定されている。したがって、当審議会は、変動手数料アプローチの範囲の修正を検討するとした場合には、それらの修正を修正することも検討することが必要となると結論を下した。当審議会は、変動手数料アプローチの範囲がどうであれ、その範囲に含まれる契約とその範囲に含まれない契約とで会計処理の相違が常に存在することにも留意した。

BC212 一部の利害関係者が変動手数料アプローチの範囲に含めるべきであると提案した追加的な保険契約は、基礎となる項目のプールと保険契約負債との間の関係が契約上の義務から生じるものではないことにより、IFRS 第 17 号の B101 項(a)の要件を満たさないもの

である。変動手数料アプローチの基本的な要素は、基礎となる項目に対する企業の持分が変動手数料とみなされることである。これに該当するためには、当審議会の考えでは、契約がそれらの基礎となる項目を特定していなければならない。企業は、基礎となる項目のプールが特定されていない場合には、実質的に投資関連サービスを提供しているものとみなすことはできない。したがって、当審議会は、保険契約が IFRS 第 17 号の B101 項(a)の要件を満たさない場合であっても変動手数料アプローチの範囲に含めるべきであるという、それらの利害関係者の提案に同意しなかった。

BC213 一部の利害関係者は、再保険契約を発行する企業には、IFRS 第 17 号の B101 項の要件を満たす場合には、そうした契約に変動手数料アプローチを適用することを認めるべきであると提案した。それらの利害関係者の一部は、発行した再保険契約がこの要件に照らして評価されるならば、基礎となる項目は常に基礎となる保険契約となると提案した。したがって、それらの利害関係者の考えでは、発行した再保険契約は、当該再保険契約が基礎となるリスクの相当な持分について比例的なカバーを提供している場合には、変動手数料アプローチの範囲に含まれることになる。他の利害関係者は、発行した再保険契約の狭い集合（例えば、一部の発行した内部的な再保険契約）が変動手数料アプローチの要件を満たし得ると提案した。当審議会はこれらの提案に同意しなかった。一部の特定の状況において、発行した再保険契約が IFRS 第 17 号の B101 項の要件を満たす可能性があるとして認識していたが、当審議会は、変動手数料アプローチを再保険契約に適用することを意図していなかった。当審議会は、変動手数料アプローチを実質的に投資関連サービス契約である契約のために設計した。これに対して、再保険契約は保険カバーを提供するものであり、実質的に投資関連サービスを提供するものではない。当審議会はまた、企業が変動手数料アプローチを発行した再保険契約に適用する選択肢を追加することは、範囲に含まれる契約について変動手数料アプローチの使用を強制としている IFRS 第 17 号におけるアプローチと不整合となると考えた。

期中財務諸表（IFRS 第 17 号の B137 項）

BC214 IAS 第 34 号「期中財務報告」は、企業の報告の頻度は年度業績の測定に影響を与えるべきではないと述べている。これに対する例外として、IFRS 第 17 号の B137 項は、企業が IFRS 第 17 号をその後の期中財務諸表又は事業年度において適用する際に、過去の期中財務諸表において行った会計上の見積りの取扱いを変更しないことを要求している。IFRS 第 17 号は、履行キャッシュ・フローの変動を契約上のサービス・マージンの修正とすることを要求しているが、実績調整は直ちに純損益に認識される。したがって、会計処理が報告日の時期に左右される。当審議会は、IFRS 第 17 号の B137 項における IAS 第 34 号に対する例外を、利害関係者のフィードバックに対応して開発した。そのフィードバックとは、企業が IAS 第 34 号を適用して期中財務諸表を作成している場合に契約上のサービス・マージンの帳簿価額を毎年再計算することは、見積りの変更と実績調整とで取扱いの相違があるため相当の実務上の負担となるというものである。

BC215 一部の利害関係者は、2 組の会計上の見積りを維持する必要を避けるため、IFRS 第 17 号の B137 項を拡張して、IAS 第 34 号を適用するのかどうかに関係なく、すべての期

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

中報告書において行った会計上の見積りに適用するようにするよう当審議会が IFRS 第 17 号を修正することを提案した。例えば、親会社が IAS 第 34 号を適用して期中財務諸表を作成するため、子会社に期中報告書の提供を要求することがある。この期中報告書は、子会社の観点からは IAS 第 34 号を適用した期中財務諸表ではないので、子会社はこれらの報告書のための会計上の見積りを、IFRS 基準を使用して作成する財務諸表のために必要とされる会計上の見積りと区分して維持することが必要となる。他の利害関係者は、当審議会が IFRS 第 17 号の B137 項を拡張せずに、その適用を要求するのではなく認めることを提案した。

BC216 当審議会は、BC215 項で議論した利害関係者の提案に同意しなかった。それらの提案は財務諸表の作成者と利用者の両方にとって複雑性を増大させ、企業間の比較可能性を減少させることになるからである。これは次の理由による。

- (a) IAS 第 34 号で扱っているもの以外の期中報告書を使用することを認めた場合、異なる企業は期中報告書について異なる定義を開発する可能性がある。当審議会は、企業は IAS 第 34 号で扱っているもの以外の期中報告書（例えば、さまざまな目的での内部管理報告書）を作成する可能性があることに留意した。
- (b) IFRS 第 17 号の B137 号の適用を要求するのではなく認めるとした場合、異なる企業は、過去の期中財務諸表において行った会計上の見積りを互いに異なる方法で取り扱うであろう。

保険契約を発行する相互会社（IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の BC264 から BC269 項）

BC217 IFRS 第 17 号の要求事項は、契約を発行する企業の種類に関係なく、IFRS 第 17 号で定義されているすべての保険契約に適用されるが、いくつかの具体的な範囲除外がある。IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の BC265 項は、保険契約を発行する相互会社の定義となる特徴は、企業の最も残余的な持分が株主ではなく保険契約者に帰属することであると説明している。IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の BC264 項から BC269 項は、そのような相互会社についての IFRS 第 17 号の帰結と、当審議会がそのような企業について具体的な要求事項又は IFRS 第 17 号の要求事項に対する例外を含めなかった理由を説明している。

BC218 利害関係者は、IFRS 第 17 号の要求事項を適用する相互会社に関して、次のような 2 つの懸念を示した。

- (a) 一部の人は、IFRS 第 17 号の要求事項は、企業の最も残余的な持分が株主ではなく保険契約者に帰属するという特徴を有する企業に関する有用な情報を提供しないと考えた。IFRS 第 17 号は、履行キャッシュ・フローに、現在及び将来の保険契約者に対する期待将来キャッシュ・フロー（裁量権のあるキャッシュ・フローを含む）を含めることを企業に要求している。したがって、発行した保険契約の履行キャッシュ・フローには、企業の残余持分に対する保険契約者の権利が含まれる。こ

これらの要求事項は、IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の BC265 項に記述された相互会社が、原則として、どの会計期間においても持分がなく包括利益合計もないという結果を生じさせる。一部の利害関係者は、これはこのような企業の財政状態及び財務業績の誤解を招く描写であると考えている。

- (b) 一部の人々は、相互会社を企業の最も残余的な持分が株主ではなく保険契約者に帰属する保険契約を発行する企業として描写することに関して懸念を示した。それらの利害関係者は、実務上、「相互会社」という用語が、このような契約を発行していない一部の企業を記述するために使用されていると指摘した。それらの利害関係者は、IFRS 第 17 号に関する結論の根拠における「相互会社」について論じている各項が、一部の人々に、「相互会社」として記述されているがそのような保険契約を発行していない企業も、原則として、どの会計期間においても持分がなく包括利益合計もないと予想させる結果となる可能性があるという懸念を示した。

BC219 当審議会は、企業の最も残余的な持分が株主ではなく保険契約者に帰属する保険契約を発行する企業について、IFRS 第 17 号に具体的な要求事項又は IFRS 第 17 号の要求事項に対する例外を含めるべきではないという決定を再確認した。その理由は次のとおりである。

- (a) 契約グループの中の保険契約の境界線内で生じる、すべての期待将来キャッシュ・フロー（裁量的なキャッシュ・フロー及び将来の保険契約者に支払うべきキャッシュ・フローを含む）を履行キャッシュ・フローに含めるという IFRS 第 17 号の要求事項は、すべての企業に適用される当該基準の中心的な原則である。
- (b) 異なる企業が同一の保険契約を異なる方法で会計処理する場合には、企業間の比較可能性が減少することになる。
- (c) 異なる要求事項が適用される企業の堅牢な定義は、作成するのが困難であろう。

BC220 BC218 項(b)に記述した利害関係者の懸念に対応して、当審議会は、IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の BC265 項に、相互会社として記述される可能性のある企業のすべてが、企業の最も残余的な持分が保険契約者に帰属するという特徴を有しているわけではない旨を説明するための脚注を追加することを決定した。

影響分析

BC221 以下の表は、修正案により生じる可能性の高い影響（コストと便益を含む）を IFRS 第 17 号により生じる可能性の高い影響と比較して分析している。

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

トピック	財務諸表に対する影響	コストと便益の分析
<p>保険契約の定義を満たす一部のクレジットカード契約についての範囲除外</p>	<p>保険契約の定義を満たすクレジットカード契約のうち IFRS 第 17 号の範囲から除外されるものを発行している企業は、そうした契約に IFRS 第 9 号を適用することとなる。当審議会は、多くの場合、このような契約に IFRS 第 9 号を適用した結果は、当該企業が IFRS 第 4 号を適用していた方法と同様となるであろうと予想している。</p> <p>したがって、財務諸表に対する重大な影響はないと予想される。</p>	<p>このような契約を保険契約の定義を満たさないクレジットカード契約と同じ方法で会計処理することは、クレジットカード契約を発行する企業についての財務諸表利用者に比較可能な情報を提供すると予想される。</p> <p>修正案は、IFRS 第 17 号の範囲に含まれる他の契約を通常は発行しない企業にとっての IFRS 第 17 号の導入コストを低減すると予想される。そうした企業は、そのようなクレジットカードに IFRS 第 9 号を適用することとなるため、IFRS 第 17 号を導入する必要がなくなる。</p>
<p>保険契約の定義を満たす一部の融資契約についての範囲除外</p>	<p>このような融資契約に IFRS 第 17 号を適用することを選択する企業については、変化はない。</p> <p>このような融資契約に IFRS 第 9 号を適用することを選択する企業は、当該契約について、自らが発行する類似した金融商品の会計処理と統合的な会計処理を使用すると予想される。例えば、それらを純損益を通じて公正価値で測定する。</p>	<p>修正案は、企業が次のいずれかを適用することを可能にする予想される。</p> <p>(a) このような融資契約に IFRS 第 17 号を適用し、同じ企業が発行した他の保険契約と比較可能にする。</p> <p>(b) このような融資契約に IFRS 第 9 号を適用し、同じ企業が発行した金融商品と比較可能にする。</p> <p>修正案は、IFRS 第 17 号の範囲に含まれる他の契約を通常は発行しない企業にとっての IFRS 第 17 号の導入コストを低減すると予想される。そうした企業は、そのような融資契約に IFRS 第 9 号を適用することができるため、IFRS 第 17 号を導入する必要がなくなる。</p> <p>そうした融資契約を IFRS 第 9 号又は IFRS 第 17 号を適用して測定することは、いずれの場合でも、比較可能性を過度に低下させることや財務諸表利用者にとっての分析のコストを過度に増大させることなしに、財務諸表利用者に有用な情報を提供すると予想される。</p>

トピック	財務諸表に対する影響	コストと便益の分析
<p>保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収</p>	<p>保険獲得キャッシュ・フローを予想される契約更新に配分し、それらを当初の契約の一部としてではなく資産として認識するという提案は、次のような効果が予想される。</p> <p>(a) 当初認識時に不利と判定される保険契約の数を減少させる。</p> <p>(b) 当該キャッシュ・フローについて認識される資産の金額及び存続期間を増大させる。</p>	<p>財務諸表利用者は、予想される契約更新に関する追加的な情報及び関連する開示を入手することにより便益を得ると予想される。関連する開示とは、当該資産の報告期間の期首現在と期末現在の調整表（減損損失及び戻入れについての変動を示す）及びこれらの獲得キャッシュ・フローを関連する保険契約グループに含めると予想される時期の定量的な開示である。</p> <p>当該資産の回収可能性を評価するという要求は、企業にとってのIFRS第17号の継続的成本を増加させると予想される。しかし、その評価は、事実及び状況により当該資産が減損している可能性があることが示されている場合にのみ要求される。</p> <p>結局のところ、潜在的な追加的成本は、修正案により企業がIFRS第17号の適用の結果を財務諸表利用者に説明しやすくなると予想されるという利害関係者のフィードバックを考慮すると、正当化されるものと予想される。</p>
<p>投資リターン・サービスに起因する契約上のサービス・マージン</p>	<p>修正案は、企業が投資リターン・サービスを提供している場合に、利益の認識パターンを異なるサービスの提供とより適切に一致させるように変更するものと予想される。</p>	<p>契約上のサービス・マージンに関する開示案は、主観性の増大や企業間の比較可能性の低下によって生じる可能性のある財務諸表利用者にとっての分析のコストを軽減すると予想される。</p> <p>修正案は、契約に基づいて提供される投資リターン・サービスに関して目的適合性のある情報を提供すると予想される。</p> <p>しかし、修正案は、すでに進行している導入プロセスを混乱させ、したがって、コストを増大させる可能性がある（特に、IFRS第17号導入が進んだ段階にある企業について）。</p> <p>結局のところ、混乱の可能性は、情報の有用性の増大に関する利害関係者のフィードバックを考慮すると、正当化されると予想される。</p>

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

トピック	財務諸表に対する影響	コストと便益の分析
<p>保有している再保険契約 — 基礎となる保険契約に係る損失の回収</p>	<p>修正案は、比例的なカバーを提供する保有している再保険契約が、当初認識時に不利である基礎となる契約と関連している場合に、その会計処理を変更する。基礎となる発行した保険契約の会計処理には影響を与えない。</p> <p>修正案を適用した場合、企業は損失の回収を直ちに純損益に認識し、再保険の購入の調整後の正味のコスト又は正味の利得を、再保険サービスを受けるにつれて認識することになる。</p>	<p>修正案は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 基礎となる不利な契約の当初認識に関連する保有している再保険契約の会計処理と、基礎となる不利な契約グループのその後の不利な変化の会計処理との間の整合性を改善すると予想される。 (b) 会計上のミスマッチを減少させることによって、保有している再保険契約の会計処理を財務諸表利用者が理解する上での複雑性を低減させると予想される。 (c) 導入プロセスをすでに開始している企業については導入プロセスを混乱させる可能性があり、したがって、そうした企業にとってのコストを増大させる可能性がある。 (d) 企業にとっての IFRS 第 17 号の継続的成本や財務諸表利用者にとっての分析のコストを過度に増大させることは予想されない。IFRS 第 17 号における保有している再保険契約についての一般的な要求事項に対する例外を拡張するものであるからである。
<p>財政状態計算書における表示</p>	<p>修正案（保険契約をグループのレベルではなくポートフォリオのレベルで区分して表示することを企業に要求することとなる）は、財政状態計算書において表示される保険契約資産の金額を減少させると予想される。</p> <p>これは、多くの保険契約グループは通常は資産ポジションと負債ポジションとの間を移動すると予想されるのに対し、大半の保険契約ポートフォリオは負債ポジションにとどまると予想されるからである。</p>	<p>財政状態計算書においてグループを相殺することは、財務諸表利用者にとって有用な情報の喪失を生じることになるが、当審議会は、企業にとっての多大なコスト軽減とのバランスを考えると、この情報喪失は許容可能であると考えている。</p> <p>当初の投資者アウトリーチは、この修正案によって生じる有用な情報の喪失は許容可能であるとの考えを示している。財務諸表利用者にとっての分析のコストに対する影響が重大となることは予想されない。</p>

トピック	財務諸表に対する影響	コストと便益の分析
リスク軽減オプションの適用可能性	保有している再保険契約があり、リスク軽減オプションを使用して、基礎となる直接連動有配当保険契約の財務上の仮定の変更によって生じた変動を、契約上のサービス・マージンの修正としてではなく純損益に認識する企業は、保有している再保険契約の関連する変動についての会計上のミスマッチを減少させることになる。	保有している再保険契約について提案しているリスク軽減オプションは、 (a) 会計上のミスマッチを減少させ、したがって、財務諸表の作成者及び利用者が保険契約の会計処理を理解する上での複雑性を減少させると予想される。 (b) 任意であるため、企業にとっての導入コストを過度に増加されることはないと予想される。
IFRS 第 17 号の発効日	IFRS 第 17 号の発効日を 1 年延期する提案は、IFRS 第 17 号によって導入される改善をさらに遅らせることになる。	修正案は、企業及び財務諸表利用者に IFRS 第 17 号を導入するための時間をより多く与えることになる。 修正案は、IFRS 第 17 号の導入が最も進んだ段階にある企業にとっての導入コストを増大させると予想される。IFRS 第 17 号の発効日の延期を 1 年に限定することで、そのような混乱が最小限になると予想される。
IFR 第 9 号 — 一時的免除	IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を 1 年延長する提案は、次のような影響があると予想される。 (a) 一部の企業について IFRS 第 9 号によって導入される改善（特に予想信用損失に関する情報の改善）をさらに遅らせる。 (b) 保険企業と IFRS 基準を適用する他の企業との間の不整合を長引かせる。	IFRS 第 17 号の発効日の 1 年延期の提案に照らすと、この修正案は、企業が IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に適用することを可能にすることによって、会計上のミスマッチ及びボラティリティを減少させると予想される。 企業が IFRS 第 9 号を初めて適用するのが、公表の 8 年後、他の企業の IFRS 第 9 号の適用開始から 4 年後となり、財務諸表利用者にとっての分析のコストを生じることになる。そうしたコストを軽減するため、IAS 第 39 号の適用を継続する企業は、財務諸表利用者が IFRS 第 9 号を適用している企業との比較を行うことを可能にするために IFRS 第 4 号が要求している追加的な開示を追加の 1 年について引き続き提供することになる。

公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠

トピック	財務諸表に対する影響	コストと便益の分析
<p>決済期間において取得した契約の分類についての経過的な救済措置</p>	<p>修正案は、企業が認識する収益及び費用を減少させると予想される。これは、修正案により、企業結合で取得した保険金決済に係る負債の一部を、残存カバーに係る負債ではなく発生保険金に係る負債として会計処理することが認められることになるからである。発生保険金に係る負債は、予想される保険金についての収益及び費用を生じさせない。</p> <p>修正案は次のような影響を与える。</p> <p>(a) より多くの企業が、公正価値アプローチではなく、修正遡及アプローチを使用することが可能となる。</p> <p>(b) 公正価値アプローチの中で追加的な救済措置を提供する。</p>	<p>修正案は、取得した負債を、取得日において存在する規約及び条件を反映しないことにより、企業結合会計の原則と整合しない方法で扱う。これは財務諸表利用者にとっての複雑性を増大させる。</p> <p>企業結合で取得した保険金決済に係る負債を企業が IFRS 第 17 号への移行時に発生保険金に係る負債として会計処理することを認めることは、IFRS 第 17 号への移行日の前に契約を取得した企業にとって導入を容易にすると予想される。</p>
<p>リスク軽減オプションの適用日についての経過的な救済措置</p>	<p>修正案を適用すると、リスク軽減オプションを IFRS 第 17 号への移行日（すなわち、適用開始日の直前の事業年度の期首）から使用することを選択する企業は、IFRS 第 17 号の適用開始時に、リスク軽減の影響を比較情報に反映することになる。</p>	<p>リスク軽減オプションを IFRS 第 17 号への移行日から将来に向かって適用することは、表示される比較対象期間における会計上のミスマッチを減少させ、各期間にわたる比較可能性を達成すると予想される。</p> <p>リスク軽減オプションの適用は任意である。したがって、修正案は、企業にとっての導入コストを過度に増大させることはないと予想される。</p> <p>移行時に IFRS 第 17 号によって要求される開示は、追加的な選択制によって生じる財務諸表利用者にとっての分析のコストを軽減すると予想される。</p>

トピック	財務諸表に対する影響	コストと便益の分析
<p>リスク軽減オプションの適用及び公正価値移行アプローチの使用についての経過的な救済措置</p>	<p>IFRS 第 17 号への移行日において、修正案を適用する企業の資本は、企業が移行日前に金融リスクを軽減するためにデリバティブ又は再保険を使用したことがある場合には、財務上の仮定の変更及びデリバティブの公正価値の変動による履行キャッシュ・フローの過去の変動を反映すると予想される。</p>	<p>公正価値移行アプローチを適用して提供される情報は、会計上のミスマッチを減少させるので、財務諸表利用者に有用となると予想される。</p> <p>修正案が導入するのは、要求ではなく選択肢であり、企業が直接連動有配当保険契約のグループに公正価値移行アプローチを適用する選択肢である。したがって、修正案は、企業にとっての導入コストを過度に増大させることはないと予想される。</p> <p>移行時に IFRS 第 17 号によって要求される開示は、追加的な選択制によって生じる財務諸表利用者にとっての分析のコストを軽減すると予想される。</p>
<p>軽微な修正</p>	<p>提案している軽微な修正は、IFRS 第 17 号における文言の明確化又は比較的軽微な意図しない帰結、見落とし若しくは IFRS 第 17 号の要求事項と他の基準との間の矛盾点の訂正のいずれかである。したがって、重大な影響を有するものではないと予想される。</p>	